

6 月 1 6 日 (火)

(第 1 日 目)

## 平成27年第2回南関町議会定例会（第1号）

平成27年6月16日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

日程第6 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第7 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第7号））

日程第9 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））

日程第10 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第5号））

日程第11 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度南関町一般会計補正予算（第1号））

日程第12 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

日程第13 議案第44号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第45号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第46号 平成27年度南関町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第47号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第48号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第49号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第50号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第51号 町道の路線認定について
- 日程第21 議案第52号 業務委託契約の締結について
- 日程第22 一般質問について(4名)

① 9番議員 ② 5番議員 ③ 10番議員 ④ 3番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

町長 佐藤安彦君	税務住民課長 菅原力君
副町長 本山一男君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 永松泰子君	建設課長 古澤平君
会計管理者 木村浩二君	教育課長 島崎演君
まちづくり課長 大木義隆君	延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成27年第2回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番議員、3番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、本日から6月18日までの3日間にしたと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月18日までの3日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、第40回全国町村議会議長・副議長研修会についてであります。本研修会は、去る5月26日から27日にかけて、東京の中野サンプラザにて開催されました。1日目は「これからの町村議会を考える」をテーマとしてシンポジウムが開催され、また帝京大学、内貴滋氏による「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」と題した基調講演がありました。2日目は関西大学教授の白石真澄氏による「日本の健康の鍵は“農村・漁村”が握る」、それから読売編集委員の青山彰久氏による「地方創生と政治・経済の展望」と題した講演が行われました。詳細については、資料を事務局に備えましたので、これを省略します。

報告の第2点は、平成27年度町村議会議長研修会についてであります。本研修会は去る5月22日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。NHK解説委員長の城本勝氏を講師に迎え「安倍政権と地方創生のゆくえ」という演題で講

演がありました。統一地方選の投票率の低下、大阪都構想が投げかけたもの、安倍政権の支持率と経済政策など、いくつかの参考事例を挙げながら講演をされました。なお、研修資料は事務局に備え付けてあります。

報告の第3点は、例月出納検査についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員 大木敏晴君、打越潤一君より、平成27年2月分、3月分、4月分、平成27年度4月分の出納検査結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付しておりますので、これを省略します。

報告の第4点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。委員会研修報告をいたします。

南関町議会議長、酒見 喬様。文教厚生常任委員会委員長、鶴地 仁。

議員研修。民間の介護施設見学の概要を下記のとおり報告いたします。

期日、平成27年4月28日。場所、熊本市北区植木町正清、介護老人保健施設 ケアビレッジ箱根崎、同じく滴水特別養護老人ホーム かなんの杜。出席者、鶴地、境田敏高、打越潤一、本田眞二、井下忠俊、酒見喬。随員、寺本議会事務局長、北原福祉課長。

研修の目的と内容です。高齢化率の上昇と、今後も要支援、要介護者の増加が見込まれる中、本町の特別養護老人ホーム延寿荘の民営化方針が決定されました。高齢者の福祉と介護は、今後極めて重要な問題となることから、民間の介護施設の研修を行うこととした。

1、介護老人保健施設 ケアビレッジ箱根崎、当施設は医療法人滄溟会により、平成6年4月に設立された。入所定員98人と、通所リハビリテーション定員80人の運営がなされている。施設に入所し、機能回復訓練を行うのは4人部屋の12室の48床と、認知症専門の50床で、こちらは12から14人ずつのグループで構成されている。98床中4床はショートステイ、看護職12人、介護職35人が介護にあたり、リハビリ専門の職員が11人という体制であった。明るく、ゆったりとした入浴や共有スペースの確保、清潔感と職員の様子は快適な生活が推測された。在宅復帰実現に向けたリハビリに力が入れており、ケアビレッジ箱根崎の復帰率推移では、平成23年度から急上昇し、それまでの40%未満から60%に達したが、これは職員の意識改革が一番であり、夜も勉強したという説明には驚かされた。施設の利用料は1人部屋で1カ月14万円程度、多床室で10万円程度であ

り、所得によっては7万円程度もあるということであった。98床中、毎年10人程度の交替。

隣接の有料老人ホーム ヴィラメルロは、平成23年3月に開始されており、定員86人で、個室74室、特別室（夫婦部屋可）6室となっている。介護施設併用となっており、平均要介護率は1.8であった。リハビリ重視型、医療重視型、生きがいくり重視型の対応がなされ、施設での行事、イベント等に力が入れられていた。

次に、かなんの杜、当施設は植木町の街中にあり、外観はマンションを思わせる建物で、内部は広く、開放的な空間を感じさせられた。25年度の介護施設整備事業で認可され、平成26年8月1日から事業を開始された。生活の基盤として活用されるよう、生活しやすい、家族が訪問しやすい場所を一番に考えて建設されたとのことであり、2階部分がアクティビティ室で、趣味活動やボランティアの慰問活動の場となっている。3・4・5階がユニット型の個室となっており、各階20室で、東西に10室ずつが配置され、中間にリビングやダイニングキッチンが入居者の共有スペースとして設けられていた。各室8畳ほどの広さで、浴室は寝たきりになっても利用できるように、取付型の入浴介助用具が設置可能であり、介護士の体力負担の大幅な軽減が図られていた。入所者は介護度3・4の人が多く、待機者は植木、山鹿、菊池方面で100人の状況。ショートステイ10人定員の利用状況は、平均5.5人の利用。入所者は入れ替わりは、昨年からの開始であり、病院へ転出が3人の実績であった。入所費用は、おおまかに13.5万円ほどということであった。常勤従業員数46人、うち看護職員6人、介護職員33人で、勤務体制は7時から16時、9時半から16時半、13時から22時、夜勤10時から翌7時の交代制となっている。1階は介護予防運動やリハビリ活動を行うリハビリスタジオ「ラン・らん」、定員30人となっている。

5として、考察です。両施設とも、広い、明るい、新しい、清潔な施設と、職員の雰囲気、趣味活動や体操、講演といった活動が可能な居住空間からは、今までの介護施設、特養のイメージと大きく異なるものを感じさせられた。当町も民営化にあたっては、入所者のリハビリ活動も含めた日々の対策、家族、ボランティアの訪問活動にしっかり配慮していくことの必要性を強く感じたものである。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第5点は、委員長報告についてであります。総務産業常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） おはようございます。

委員会修報告をいたします。

南関町議会議長、酒見 喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

日時、平成27年4月14日。場所、八女市黒木町、朝倉市。出席者、立山秀喜、立山比呂志、橋永芳政、山口純子、杉村博明、寺本議会事務局長。

研修目的、南関町では本年10月より、予約型乗合タクシーの試験運転が始まる予定である。そこで、既に運行事業が行われている八女市黒木町、朝倉市の先進地を研修先を選んだ。

研修の内容、八女市は、平成18年10月、上陽町、平成22年2月に黒木町、立花町、矢部村、星野村を編入して、人口約7万5000人、面積482.53平方キロの自治体となった。平成22年1月より、第一次実証運行を開始して、12月より第二次実証運行を開始した。そして、新市全域運行を開始した。八女市黒木支所では、企画振興部、定住対策係、松尾主任より、八女市予約型乗合タクシー ふるさとタクシーの概要説明があった。その後、予約センターで小出所長より、オペレーターの対応の状況を実地で説明を受けた。特記事項については下記に報告する。

1、ふるさとタクシーを利用するにあたり、ふるさとタクシー利用登録票で事前登録を行い、利用登録カードを発行してもらう。

2、予約受付、配車や運行管理業務は、NTT西日本のシステムにより、八女市商工会が4人（当初は6人）のオペレーターで運行を管理している。

3、運行方式、利用方法は事前登録、電話予約によるドアツードア方式の乗合タクシー。

4、平成24年から本格運行に移行、10人乗りワゴン型タクシー12台を、市内11エリア内を平日のみ、午前4便、午後4便運行している。利用料金は片道300円、エリア外では400円。

5、利用者年齢は70歳～80歳が最も多く、その中で女性の利用は80%以上である。主な乗降場所は、医療福祉施設、商業施設、公共施設が大半を占める。

朝倉市は、平成18年3月、甘木市朝倉町、杷木町と合併して、朝倉市が誕生した。人口約5万6,300人、面積246.73平方キロの自治体となった。新市となり、交通体系の公平性が保てていないため、平成22年より相乗りタクシー、相乗りスクールバス、朝倉地域コミュニティバス事業を開始して、交通空白地区の解消、赤字路線の解消を行った。朝倉市においては、ふるさと課 森田課長、交通対策 浦塚係長、舟木担当より説明を受けた。

特記事項については、下記に報告する。

1、朝倉市においては、交通課題が多く、地域間のサービスレベルの公平性が保てていない。福祉バスは高齢者専用で利用できない。子ども、妊婦、けが人など。

路線バスの赤字補填に多くの予算が充てられている。利用者がいないのに走っているバスがある。スクールバスと重複運行しているなどの効率的でない公共交通空白地区が25%ある。

2、課題解決のために、平成21年度に地域公共交通総合連携計画を作成。

3、将来的に持続可能な公共交通の施策の見直しを図り、行政負担の軽減を図り、交通体系の整備を行い、新たな交通システムの導入を行う。

4、施策のポイント、路線バスのルート、ダイヤの見直し、福祉バスのコミュニティ化、有料化、スクールバスの利用化、混乗化、予約型乗合タクシーの導入。

5、交通空白地区の推移は、計画後、ほぼ0%になった。

6、相乗りタクシーは、予約が午前7時から午後5時までの料金、一般200円、子ども、65歳以上、障害者100円。運行コースは決まっている。コミュニティバスの予約は前日午前7時から午後5時まで、料金は相乗りタクシーと同じ。運行路線はバス停と同じになっている。

6、まとめ、八女市の場合はドアツードア方式で自宅までの送迎があり、利用料金は300円で、高齢者の利用も多く、予約受付も運行事業者以外の商工会に委託してある。ルートの設定、利用状況の把握も容易にでき、当町で導入する場合には、NTTシステムによる予約配車システムの導入が不可欠ではないかと感じた。また、朝倉市の場合には、予約受付、運行業務を交通事業者に委託してあるため、1日の利用者なども人数の把握が難しく、路線が決まっており、利用者にとってはバス停まで歩く必要があり、高齢者にとっては少し不便さを感じた。

以上です。

-----○-----

#### 日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました陳情は、1件を所管の常任委員会に付託し、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、2件を配付いたしましたので報告します。

ここで、町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めましておはようございます。

平成27年第2回南関町議会定例会の開会において、平成27年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今年も6月2日に梅雨入りし、熊本県内においても各地で集中豪雨が発生しておりますが、町では先日、防災会議を開催し、集中豪雨や台風、地震などによる災害に対応するための対応策を確認したところでございます。



近年は、地球温暖化の影響により、ゲリラ豪雨が頻繁に発生しており、時間雨量80ミリなどと、過去10年に比較しても倍増するような状況にあります。また、全国各地で火山が噴火しており、九州においても阿蘇山や桜島、そして口之永良部島の噴火は、つい最近のことであり、地震においては南関町でも久々に震度3が観測されるなど、年間を通して危機管理を徹底していかなければならないと改めて気を引き締めております。

本年5月には、初めてとなる南関町自主防災組織連絡協議会の総会が開催され、各地域での訓練の報告や、情報交換をしていただいております。今後も町が中心となり、災害に対する体制の強化や、地域住民の皆さまに対する啓発の強化を図っていかねばならないと考えております。

国においては、地方創生という看板政策の下に、地方での雇用拡大や起業、少子化対策など、大きな転換期を迎えております。これからはそれぞれの市町村が、自分たちのまちづくりに責任をもち、特色を活かした将来につながるような取り組みを行う必要があります。町でも昨日から販売が始まった消費喚起プレミアム商品券発行事業や、議会でも先進地への視察を行われている乗合タクシー事業の試験運行に向けて取り組んでいるところでございます。

このような中で、将来につながるような雇用創出は、町の大きな課題でもありますが、幸いなことに5月14日には蒲島熊本県知事の立ち会いのもとに、南関東部工業団地に立地いただいているF・WAVE様との工場増設の調印を行うことができました。しかし、今回の調印に甘んじることなく、次なる立地、増設に向けた取り組みに努めていかなければなりません。

また、荒廃した山林の再生も大きな目標として取り組むこととしているバンブーフロンティア事業は、本年、モデル地域を選定し、関係者への説明会を開催させていただきましたが、住民の皆さまの関心の高さを再確認させていただいております。本事業では、山林の荒廃で困られている地域の全国モデルとなれるように、関係企業や国、県との調整に努めるとともに、関係者の皆さまへの周知にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

延寿荘の民営化については、移管法人への募集手続きを開始しており、複数の法人が説明会に出席いただいておりますが、年度内の移管に向けて、運営法人選考委員会を設置して、入所者の皆さまの安全・安心を確保していきたいと思っております。

また、町庁舎、公民館の建て替え等の問題についても、現在、検討委員会で検討中ですので、年度内には方向性をお示しできるのではないかと思います。

これに関連することも考えられますが、南関高校の跡地活用についても、県教育委員会とはこれまでに数回の協議を行っており、閉校の時期と照らし合わせながら

対応していきたいと考えております。

昨年度から新規事業として取り組んでおります協働のまちづくり出前講座については、特に好評でありまして、健康づくりや農政関連など、今年度も4月以降で各行政区より既に12件の申請があつており、今後も幅広く御活用いただくことを期待しております。

また、昨年度実施しました南関中学校3年生との意見交換については、中学校側からの要望で、今年度は全校生徒への私の講話の後に、代表者との意見交換会を後日開催する計画であり、地元中学生の皆さんの考え方をこれからのまちづくりに活かしていければと思っております。

南関町の合併60周年の記念事業につきましては、米の収穫の目途が立つ10月中旬の開催で、式典やパネルディスカッション、功労者表彰など検討を進めておりますので、なるべく早い時期に皆さまに周知させていただきたいと考えております。

以上、現在の状況等を含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについてが7件、条例の一部改正が2件、平成27年度一般会計補正予算のほか、特別会計の補正予算が5件、町道の路線認定が1件、業務委託契約の締結が1件を提案しております。特に一般会計補正予算は、最終処分場関連の道路新設改良費の委託料を4億2,771万2,000円減額するなど、4億3,231万2,000円を減額し、一般会計の総額を56億2,611万8,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、報告第1号から日程第21、議案第52号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第1号から日程第21、議案第52号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

日程第 6 議案第 37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第 8 議案第 39 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 9 議案第 40 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 10 議案第 41 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 11 議案第 42 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 27 年度南関町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 12 議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 27 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 13 議案第 44 号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 45 号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 46 号 平成 27 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 47 号 平成 27 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 48 号 平成 27 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 49 号 平成 27 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 50 号 平成 27 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 51 号 町道の路線認定について
- 日程第 21 議案第 52 号 業務委託契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 報告第1号、繰越明許費の繰越報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、別紙のとおり、歳出予算の経費を繰り越しましたので、同条第2項の規定によってこれを報告いたします。

次のページをお開きください。

平成26年度南関町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。2款総務費、1項総務管理費、企画費でございますが、翌年度の繰越額は3,386万2,000円でございます。これは地方創生先行型の乗合タクシーの運行準備並びに運行経費及び地方版総合戦略の策定に係る委託料でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、これは地域振興対策費で2億5,028万1,000円でございます。これは道路新設改良の3路線でございます。

5款農林水産事業費、1項農業費、農地費でございますが、216万3,000円、これは経営体育成支援事業補助金でございます。

同じく、2款農林水産事業費、農業費、次に人・農地問題解決推進事業費でございます。337万5,000円です。これは青年就農給付金としております。

それから、6款商工費、1項商工費、商工振興費としまして2,257万2,000円を繰り越すこととしておりますが、これは地方消費喚起生活支援型のプレミアム付き商品券のプレミアム分と、それから事務費でございます。

同じく、6款商工費、1項商工費、観光費でございます。264万6,000円、これは動画制作の委託、それからテレビの購入費として繰り越しをしたものでございます。

それから、7款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良費としまして101万円、こちらは登記委託料でございます。

同じく、7款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業費といたしまして2億6,455万4,000円、こちらは道路改良新設7路線、それから橋梁が1本、舗装が1路線、それから維持管理計画策定の委託料でございます。

最後に、9款教育費、4項社会教育費、文化費105万円でございます。これも地方創生先行型の案内板の作成委託としております。

合計5億8,151万3,000円を繰り越すものでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） おはようございます。

第37号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますので提案するものでございます。

専決第1号、南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が第189回国会において、平成27年3月31日に可決成立し、同日に公布されました。関連します政令・省令もそれぞれ公布され、いずれも4月1日より施行されました。これに伴いまして、本条例を改正したものでございます。

今回の地方税制の改正の主立ったものとしましては、まず番号法の改正に伴う個人番号、法人番号等の規定の整備でございます。

次に、軽自動車税関係では平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例経過措置が創設されたこととございます。また、二輪車に係る税率の引き上げ時期が平成27年4月1日から平成28年4月1日に、1年延長されることとなったこととございます。

次に、個人住民税関係では、ふるさと納税について、現行の特例控除額の上限を住民税の所得割額の1割から2割に引き上げられたこと、またふるさと納税ワンストップ特例が創設されることとなりました。これは確定申告を必要とする現在の仕組みに税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みの導入でございます。

それから、同じく個人住民税関係では、消費税率10%への引き上げ時期を平成29年4月1日に変更されことに伴い、住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間が平成31年6月30日まで、1年半延長されました。

次に、固定資産税関係では、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長することとなりました。

その他の税につきましては、町たばこ税について、旧3級品の紙たばこに係る特

例税率が段階的に廃止されることとなりました。

以上が主な改正点でございます。

それでは、条例案について説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、第1条で大元の南関町税条例の一部改正を、第2条で南関町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を同時に行う形で改正を行うこととなっております。

議案書の下の方にページを打っておりますけれども、3ページをお開きください。

ページ中段の附則第7条の3の2の改正が個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の1年半延長を行ったものでございます。

次に、同ページの第9条と、次ページの第9条の2につきまして、個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例として、ふるさと納税の申告特例について規定したものです。

次に、5ページをお開きください。

附則第16条につきましては、法規定の新設に併せて、軽自動車税の税率の特例を新設したものです。内容としましては、先ほど申しましたように、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例経過措置の導入を行うとともに、二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成28年4月1日に1年延長することとなったことに伴う改正でございます。グリーン化特例につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の自動車について、平成28年度分の軽自動車税に限り、それぞれ軽減されることとなります。

次に、6ページ中段の附則第16条の2については、たばこ税の税率の特例の廃止に伴い削除したものでございます。

以上が平成27年の税制改正に伴う南関町税条例の一部改正についてでございます。

次に、南関町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。第2条としまして、平成27年度分以後の軽自動車税について適用することとされていた原動機付き自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴う措置でございます。

グリーン化特例と初回車両銀号指定を受けた付きから計算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の重課措置の適用は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するというものでございます。

また、附則としまして、第1条では施行期日を平成27年4月1日とするとし、

それ以外の施行期日につきましては、第1号から第4号で規定しているところがございます。

次の第2条から第7条につきましては、それぞれの税目の経過措置をうたっているものでございます。この中で10ページからの町たばこ税につきましては、平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売価格の大幅な引き上げ以降、紙巻きたばこの販売数量が低下する中、低価格で販売されている紙巻きたばこ3級品については、その販売数量が急増しており、紙巻きたばこ3級品を取り巻く環境が変化してきていることを鑑み、紙巻きたばこ3級品に係る国及び地方たばこ税特例税率を平成28年4月1日から廃止することとなりました。これに伴う激変緩和等の観点から、経過措置をとることとなったものでございます。

以上で、南関町税条例及び南関町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、第38号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを報告し、承認を求めなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。

専決第2号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由及び内容の説明をいたします。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴うもので、国民健康保険税条例関連では平成26年度の税制改正と同様に、限度額の見直しと軽減判定額の見直しが行われました。内容としましては、医療費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に係る課税限度額をそれぞれ引き上げて、全体で4万円の引き上げとなる改正と、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げに伴う改正を行ったものでございます。

それでは、条例案について説明いたします。議案書を1枚お開きください。

南関町条例第16号で南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例として、次のように改正をしたものでございます。

第2条第2項但し書き中の「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項但し書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項但し書き中の「14万円」を「16万円」に改めるものです。

また、第23条中においても「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中の「24万5,

000円」を「26万円」に改め、同条第3号中の「45万円」を「47万円」に改める改正を行ったものです。

次に、附則としまして、第1条で施行期日は平成27年4月1日、第2条で適用区分として、この改正は平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の令によるとしております。また、第3条で南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正として、附則第1条但し書きを加え、施行期日を平成28年4月1日としたものでございます。

以上で、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第39号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

南関町専決第3号といたしまして、平成26年度南関町一般会計補正予算を別途のとおり、平成27年3月31日付けで専決いたしましたところでございます。

予算書1ページを御覧ください。

平成26年度南関町一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,657万1,000円とするものでございます。

今回専決いたしましたのは、事業の確定、地方譲与税、地方交付税等が確定をいたしましたので、専決したものでございます。

次の2ページをお開きください。

歳入でございます。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税78万8,000円を追加し1,878万8,000円とし、2項自動車重量譲与税496万2,000円を追加し4,396万2,000円としたものでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金20万1,000円を減額して119万9,000円としたものでございます。

4款利子割交付金、1項配当割交付金でございます。333万4,000円を追加し、433万4,000円としたものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金でございます。412万6,000円を追加し、432万6,000円としたものでございます。



6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、2 7 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 0 8 9 万 5, 0 0 0 円としたものでございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金でございます。3 8 万 5, 0 0 0 円を減額し、1, 0 5 1 万 5, 0 0 0 円としたものでございます。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、4 0 8 万 5, 0 0 0 円を減額し、5 6 1 万 5, 0 0 0 円としたものでございます。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、6 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、2 3 1 万 7, 0 0 0 円としたものでございます。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税、7, 1 1 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 8 億 9, 6 3 9 万 3, 0 0 0 円としたものでございます。

1 1 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、6 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 2 8 万 6, 0 0 0 円としたものでございます。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、6, 2 0 0 万円を減額し、2, 3 1 0 万 4, 0 0 0 円としたものでございます。

2 1 款町債、1 項町債、1, 1 5 0 万円を減額し、7 億 8, 7 4 4 万 8, 0 0 0 円としたものでございます。

歳入合計が 5 7 億 5, 2 4 8 万 4, 0 0 0 円のところを、4 0 8 万 7, 0 0 0 円追加して 5 7 億 5, 6 5 7 万 1, 0 0 0 円としたものでございます。

歳出でございます。歳出は、4 款から 1 0 款までは財源の組み換えを行ったものでございます。

1 2 款予備費、1 項予備費、4 0 8 万 7, 0 0 0 円を追加して、1, 6 2 3 万 7, 0 0 0 円としたものでございます。

歳出合計 5 7 億 5, 2 4 8 万 4, 0 0 0 円のところを、4 0 8 万 7, 0 0 0 円を追加して 5 7 億 5, 6 5 7 万 1, 0 0 0 円としたものでございます。

続きまして、繰越明許費の変更でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、地域振興対策事業でございます。2 億 5, 0 2 8 万 1, 0 0 0 円にしましたが、2, 6 3 2 万 7, 0 0 0 円を減額をしております。

6 款商工費、1 項商工費、地方創生先行型事業でございますが、2 6 4 万 6, 0 0 0 円としておりますが、3, 0 0 0 円減額をしております。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、道路新設改良事業に 2 億 6, 5 5 6 万 4, 0 0 0 円としております。これは 5, 0 8 1 万 3, 0 0 0 円を減額したものでございます。

第 3 表地方債限度額の変更でございます。

1、圃場整備事業につきましては、1 0 万円を追加いたしまして 1, 4 8 0 万円にしております。

2、道路橋梁整備事業につきましては、430万円を減額しまして、3億3,450万円としております。

3、小学校整備事業費としまして690万円を減額いたしまして、1億3,550万円としております。

7、災害復旧事業480万円としておりますが、40万円を減額したものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入の説明をさせていただきますが、主なものだけに限らせていただきます。

9ページ、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税を御覧ください。7,119万7,000円、これは追加交付があったものでございます。

次のページをお開きください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、6,200万円を減額をしております。財政調整基金からの繰入金を減額したものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明をさせていただきますが、これは先ほど申し上げましたように、財源の組み換えを行ったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第40号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,279万5,000円とするものでございます。また、地方債につきましては、限度額の変更でございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款町債は、1項町債を50万円減額して970万円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費の財源内訳を組み換えるものでございます。

4 款予備費は、1 項予備費を 5 0 万円減額して 5 0 万円とするものでございます。  
4 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正につきまして、限度額を 9 7 0 万円に変更するものでござい  
ます。

7 ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

4 款町債は、1 項町債、1 目公共下水道債、1 節公共下水道債を 5 0 万円減額す  
るものでございます。

8 ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

1 款総務費は、1 項総務管理費、2 目浄化センター管理費の財源内訳を、地方債  
から一般財源に財源組み換えを行うものでございます。

4 款予備費は、1 項予備費、1 目予備費を 5 0 万円減額するもので、1 款総務費、  
1 項総務管理費、2 目浄化センター管理費の財源組み換えに伴うものでございます。

以上、報告いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上  
げます。

続きまして、第 4 1 号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説  
明申し上げます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3  
項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成 2 6 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算書（第 5 号）の 1 ペー  
ジをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ  
1, 0 3 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 7  
9 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。また、地方債につきましては、限度  
額の変更でございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款国庫支出金は、1 項国庫補助金を 9 4 4 万 4, 0 0 0 円減額して、3 0 7 万  
5, 0 0 0 円とするものでございます。

8 款町債は、1 項町債を 8 9 万 7, 0 0 0 円減額して、1, 8 9 0 万円とするもの  
でございます。

3 ページをお願いします。歳出でございます。

2 款事業費は、1 項浄化槽整備推進事業費を 8 0 万円減額して、4, 7 4 1 万 2,  
0 0 0 円とするものでございます。

4 款予備費は、1 項予備費を 9 5 4 万 1, 0 0 0 円減額して、2 1 万 9, 0 0 0 円  
とするものでございます。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。限度額を1,890万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。

1款国庫支出金は、1項国庫補助金、1目浄化槽整備推進事業国庫補助金、1節浄化槽整備推進事業国庫補助金を944万4,000円減額するものでございます。

8款町債は、1項町債、1目公共下水道債、1節公共下水道債を89万7,000円減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款事業費は、1項浄化槽推進事業費、1目浄化槽建設費、15節工事請負費を80万円減額するもので、国庫支出金の財源内訳を944万4,000円、地方債を89万7,000円減額し、一般財源を954万1,000円とするものでございます。

4款予備費は、1項予備費、1目予備費を954万1,000円減額するもので、2款事業費の財源内訳の一般財源に充てるものでございます。

以上、報告いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号に入ります前に、先ほど説明がございました議案第38号の訂正があるということですので、税務住民課長からの訂正をお願いします。税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 先ほど、第38号議案の国民健康保険税条例の一部改正についての説明の中で、一番最後になりますが、附則の第3条但し書きの中の施行期日を平成28年4月1日から施行するという御説明申し上げましたけれども、平成28年1月1日から施行するという御説明を間違っておりました。お詫びを申し上げます。訂正してお詫びとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） それでは、議案第42号からの説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第42号議案、専決処分の報告及び承認を求めることに

ついて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告して、承認を求めるものでございます。

南関町専決第7号といたしまして、平成27年度南関町一般会計補正予算（第1号）を平成27年5月25日付けで専決しているものでございます。

予算書の1ページを御覧ください。

平成27年度南関町一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,843万円とするものでございます。

今回専決いたしましたのは、地方創生に沿った取り組みで、総務省の地域経済循環創造事業交付金に係る歳入歳出の補正予算でございます。

次のページをお開けください。2ページ、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫補助金、5,000万円を追加いたしまして、6億2,895万1,000円としたものでございます。歳入合計を60億843万円としたところを、5,000万円追加いたしまして60億5,843万円としたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

6款商工費、1項商工費、5,000万円を追加いたしまして、1億3,876万円としたものでございます。

歳出合計が60億843万円のところを、5,000万円追加いたしまして、60億5,843万円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開けください。歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目商工費国庫補助金でございます。5,4,000万円を追加いたしました。これは地域経済循環創造事業交付金でございます。

次のページ、歳出では、6款商工費、1項商工費、4目企業誘致対策費で、19節負担金補助及び交付金の中で地域経済循環創造事業補助金といたしまして5,000万円を計上しているところでございまして、これを専決処分としたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第43号議案、専決処分の報告及び承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第6号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,004万7,000円とするものでございます。

今回専決いたしましたのは、当初予算では平成26年度末までに財政調整基金を全額繰り入れる予定で、平成27年度当初予算において、歳入の8款財産収入、歳出の9款基金積立金を廃款としておりました。しかし、予算の執行状況から財政調整基金を一部残すことができ、予算科目の設定が必要となったため専決したものでございます。ちなみに、4月時点の基金の元金は1,123万6,520円となっております。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

歳入予算に8款財産収入、1項財産運用収入を設けまして、5,000円を補正し、歳入合計16億3,004万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

歳出予算に9款基金積立金、1項基金積立金を設けまして、5,000円を補正し、歳出合計16億3,004万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。

8款1項1目利子及び配当金、1節利子及び配当金に、財政調整基金利子として5,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

9款1項1目療養給付費金積立金、25節積立金に療養給付費積立金として5,000円追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第44号議案、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法

律の整備等に関する法律の施行に伴う指定地域密着型サービスの事業の人員、設備並びに運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する条例を町で制定する必要があるため御提案申し上げるものでございます。

提案いたします南関町の基準につきましては、厚生労働省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に基づき、同基準に従いまして改正し、定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。改正内容について御説明いたします。

右のページでございますが、上から8行目、第6条第2項但し書き中とありますが、この6条関係ではオペレーターの配置基準等を見直す改正でございます。

それから、下から7行目を御覧ください。63条4項中、前3項を第1項から第3項までに改め、同項を同条第5項とし、同条の第3項の次に次の1項を加えるということで、4、前項但し書きの場合ということで、これには当該サービスの内容を提供の開始前に指定を行った町に届け出るものとするということを定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。左側のページになります。

上から7行目に、78条の次に次の1条を加えるとし、第78条の2といたしまして、事故発生時の対応の規定を、第1項から第4項まで定めるものでございます。

次のページを御覧ください。右のページとなります。

下から3行目、第85条第1項中とありますが、第85条では指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員を定めているものでありまして、次のページにかけまして、次の左のページとなりますが、その登録定員等を改めるものでございます。

同じく、左のページを、先ほど開けていただきました左のページの中段を御覧ください。第113条第1項に次の但し書きを加えるとして、ただし指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活居住の数を3とすることができるの規定を加えるものでございます。

次のページ、右側のページを御覧ください。

中段、第9章の証明を次のように改めるといたし、複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。左のページになります。

上から5行目、第194条中とありますが、194条では登録定員及び利用定員を定めているものでありまして、以下のとおり登録定員等を改めるものでございま

す。

最後に、右側になりますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用すると定めるものでございます。

以上で、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第45号議案、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する条例を町で制定する必要があるため御提案申し上げるものでございます。

提案いたします南関町の基準につきましては、先ほど申し上げました厚生労働省令の基準の一部改正に基づき、同基準に従いまして改正し、定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。改正内容について御説明いたします。右側のページになります。

上から6行目、第7条、第4項を第5項に改め、同項中、前3項を第1項から第3項までに改め、第3項の次に次の1項を加えるということで、前項但し書きの場合には、当該サービスの内容をサービスの提供の開始前に指定を行った町に届け出るものとするということを定めるものでございます。

次に、中段からちょっと下になります。第37条に次の1項を加えるということで、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならないことを定めるものでございます。

続きまして、下の第44条第6項中では、従業員の人数等の基準を改めるものでございます。

次のページを御覧ください。左のページになります。



一番下の行でございます。第47条第1項中とありますが、第47条では指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員を定めているものでありまして、右側、次のページにかけまして、その登録定員等を改めるものでございます。

同じく右のページ中段を御覧ください。第74条第1項に次の但し書きを加えるということで、ただし指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であること、その他地域の実情より指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活居住の数を3とすることができるの規定を加えるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するということを定めるものでございます。

以上で、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第46号議案、平成27年度南関町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書を御用意ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,231万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,611万8,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2万9,000円を追加して、1億704万9,000円とするものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2億6,027万6,000円を減額して、3億6,867万5,000円とするものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、3万8,000円を減額し、1億7,882万8,000円とし、3項県委託金2万円を追加して、2,922万4,000円とするものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1,000万円を減額して、2億5,753万円とするものでございます。

20款諸収入、4項雑入、3,584万7,000円を減額して、7,724万5,

000円とするものでございます。

21款町債、1項町債、1億2,620万円を減額して、7億3,270万円とするものでございます。

歳入合計60億5,843万円のところを、4億3,231万2,000円を減額して、56億2,611万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、5万1,000円を追加して、8,950万円とするものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、437万9,000円を追加して5億4,535万7,000円とし、2項徴税費48万9,000円を追加し1億653万2,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費14万1,000円を減額し2,390万4,000円とし、4項選挙費2万1,000円を追加し1,900万7,000円とし、5項統計調査費177万2,000円を減額し816万6,000円とするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費642万9,000円を追加し11億8,306万9,000円とし、2項児童福祉費138万8,000円を追加し4億6,918万7,000円とするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費187万8,000円を減額して2億4,331万6,000円とし、3項水道費2万2,000円を追加して294万5,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費259万円を追加して2億7,932万9,000円とするものでございます。

6款商工費、1項商工費404万円を追加して1億4,280万円とするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費154万円を減額し7,725万7,000円とし、2項道路橋梁費4億5,054万4,000円を減額し4億8,509万8,000円とし、4項住宅費63万円を追加し7,561万2,000円とし、5項下水道費248万4,000円を追加し1億1,887万8,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費323万8,000円を減額して2,433万4,000円とするものでございます。

8款消防費、1項消防費33万2,000円を追加して2億96万8,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費8万6,000円を追加し4,238万4,000円

とし、2項小学校費12万1,000円を追加し9,668万6,000円とし、4項社会教育費263万5,000円を追加して1億631万4,000円とし、5項保健体育費6万4,000円を追加して2億9,184万5,000円とするものでございます。

12款予備費、1項予備費104万4,000円を追加して907万円とするものでございます。

歳出合計を60億5,843万円のところを、4億3,231万2,000円を減額して56億2,611万8,000円とするものでございます。

次のページ、債務負担行為の変更でございます。小中学校電子黒板システム賃借料でございます。28年度から31年度までを1年追加をいたしまして、新たに191万7,000円を追加して1,093万7,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

地方債の変更でございます。2番、道路橋梁整備事業、これは1億6,340万円を減額して1億9,190万円といたします。

5番、社会教育整備事業、これは3,720万円を追加するもので、1億6,290万円としております。

次に、9ページをお開きください。

歳入の内容内訳、内容の説明でございますが、主なものだけを説明させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金です。社会保障税番号制度事務委託事務費補助金でございますが、併せて民生費の中でもございます。社会保障税番号制度事務費補助金といたしまして、総務費のほうで432万円、民生費のほうで490万3,000円を追加をしておるものでございます。これはマイナンバー制のシステム改修に係る補助金としまして、地方公共団体情報システムJ-LISといたしますが、その機構に委託するものでございます。

続きまして、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費国庫補助金でございますが、2億6,981万7,000円、これは社会資本整備総合交付金の減額によるものでございます。

次のページをお開きください。

20款諸収入、4項雑入、2目雑入、2節雑入でございます。スポーツ振興くじ地域スポーツ施設整備助成金3,721万4,000円を減額しております。これはt o t oからの助成金の内示によりまして減額するものでございます。

続きまして、歳出の内容の説明で、主なものだけ説明させていただきます。

職員の人事異動によります人件費につきましては、先ほど資料としてお渡しをしておりますが、別紙のとおりでございますので御了承ください。

11ページ、7目でございます。企画費、13節委託費でございます。1,277万8,000円、電算システム改修業務委託料でございますが、歳入で申し上げましたマイナンバー制のシステム改修費でございます。補助金は954万1,000円でございますが、324万7,000円は一般財源となるものでございます。

次に、17ページをお開きください。

5款の農林水産業費、1項農業費、15目中山間地域対策事業費、13節委託料でございます。240万円を計上しております。測量業務委託料としておりますが、これは中山間地域等直接支払制度に係る測量及び図面作成業務委託でございます。

次、19ページをお開けください。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございます。15節工事請負費9,744万4,000円を減額しております。これは米田大場、それから関村田原線、松風トンネル等で減額をしているものでございます。

それから、一つ逆になりましたが、13節委託料の中の道路改良事業委託料でございます。4億2,714万4,000円を減額しております。こちらは地域振興策のうち、町道米田鬼王線の道路整備事業につきまして、熊本県との業務委託契約を毎年行っておりますが、その委託契約の予定を減額をしたものでございます。

続きまして、12節補償補てん及び賠償金のところでございますが、7,817万3,000円、建物、立木の補償費でございます。地域振興策の補償費でございます。

歳出は以上でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第47号議案、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,449万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

2款繰入金は、1項一般会計繰入金に248万4,000円を追加して、1億1,887万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

2 款事業費は、1 項公共下水道事業費を 2 4 8 万 4, 0 0 0 円増額して、1, 8 0 8 万円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

2 款繰入金は、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金に 2 4 8 万 4, 0 0 0 円を追加するものでございます。

7 ページは歳出でございます。

2 款事業費は、1 項公共下水道事業費、1 目公共下水道建設費に人件費として 2 4 8 万 4, 0 0 0 円を追加するもので、これは職員の担当替えによるものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 4 8 号議案、平成 2 7 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 6 2 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳入でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金に 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、2 9 4 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費に 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、2 6 0 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金を 2 万 2, 0 0 0 円追加するものでございます。

7 ページは歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に、人件費として 2 万 2, 0 0 0 円を追加するもので、職員の扶養者の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第 4 9 号議案、平成 2 7 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ 1 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ2億3,445万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入、10款2項雑入を1万1,000円減額し46万7,000円とし、歳入合計を2億3,445万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出につきましては、1款1項施設管理費を8万9,000円減額し、また4款1項予備費を7万8,000円追加し6,539万円とし、歳出合計を2億3,445万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入でございます。

10款2項3目1節の雑入の雇用保険料を1万1,000円減額するものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目4節の共済費として8万9,000円を減額するものでございます。負担率の確定によるものです。

また、4款1項1目予備費として7万8,000円を追加し、予算調整するものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第50号議案、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ323万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億199万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金を323万8,000円減額して、2,433万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費を323万8,000円減額し、5,037万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金を323万8,000円減額するものでございます。

7ページは歳出でございます。

2 款事業費、1 項浄化槽整備推進事業費、1 日浄化槽建設費の人件費を 3 2 3 万 8, 0 0 0 円減額するもので、これも職員の担当替えによるものです。

以上で説明を終わります、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 5 1 号議案、町道の路線認定について御説明申し上げます。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

提案いたします路線番号 3 5 9、路線名、古町線は、起点を関東字古町 8 8 5 番 7 地先から、終点を関東字古町 8 8 4 番 6 地先までとし、国道 4 4 3 号線から古町公民館までの延長 5 3 メートル、幅員 6 メートルの不特定多数が利用する公共性の高い道路として、道路法第 8 条第 1 項の規定により、町道として認定するものでございます。

次ページに図面を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第 5 2 号議案、町道米田鬼王線の道路整備事業に関する平成 2 7 年度実施協定に係る業務委託契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

この事業は、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の三者で、平成 2 5 年 3 月 2 9 日に締結をいたしております基本協定書に基づきまして、地域振興策のうち処分場のアクセス道路の町道米田鬼王線の道路整備事業のうち、米田工区を平成 2 5 年度から 2 9 年度にかけて、橋梁部分を含む計画延長 1, 7 8 9 メートルの部分につきまして、去る 4 月 9 日に締結いたしました平成 2 7 年度実施協定に基づきまして、道路改良工事、橋梁工事及びこれら工事に付帯する工事並びに測量、調査及び設計に係る業務を委託するもので、6 月 2 日に熊本県と仮契約を締結しているものでございます。

また、業務委託相手は熊本県でございまして、これは平成 2 5 年度からそのまま続いておりますが、大牟田植木線と接道していること、交差点協議や河川法、砂防法等に基づく占用の道路等の協議を迅速に、そして効率的に遂行するため、熊本県に業務を委託することが有効と判断をしているところでございます。

以上の理由によりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書により説明をいたします。

町道米田鬼王線の道路整備事業に関する平成27年度実施協定に係る業務委託契約の締結について。

1、委託内容、町道米田鬼王線の道路整備事業に関する道路改良工事、橋梁工事及びこれら工事に付帯する工事並びに測量、調査及び設計に係る業務としております。

2、委託場所、南関町大字下坂下地内でございます。

3、委託期間、契約締結の日から平成28年3月31日までとしております。

4、委託金額、8,965万4,000円です。

5、委託の相手方、熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、熊本県、代表者、熊本県知事 蒲島郁夫。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 以上で、一括上程議案の提案理由の説明を終了しました。

これで午前中の審議を終わります。午後からの一般質問に備えてください。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の説明の中で、46号議案の説明の中で誤った説明があったということで、これを訂正するということです。説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） たいへん失礼いたしました。

平成27年度一般会計補正予算書（第2号）でございます。ページは3ページでございます。歳出の部分で7款土木費、1項土木管理費の補正のところを「154万4,000円」と申し上げなければならなかったところを、私が「154万円」と説明をいたしました。「154万4,000円」が正しゅうございますので、お詫びして訂正いたします。申し訳ありませんでした。

-----○-----

## 日程第22 一般質問について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次質問を許します。

9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（山口純子君） 皆さま、こんにちは。9番議員の山口です。ただいまから一般質問を行いたいと思います。



環境問題の啓発、また環境教育の推進についてでございます。一つ、南関町に公共関与管理型最終処分場が平成25年7月に建設が始まりました。また、平成27年8月末の秋の工事管理用を目指して実施されておりますが、今一度、町民への環境問題に関する啓発や、子どもたちへの教育推進が必要と思われまます。町にお考えをお尋ねいたします。

また、教育やさまざまな機会を通して、問題提起や環境教育を推進していただきたいと思いますが、お考えがあったら教育長、お尋ねいたします。

それに、県ではエコアくまもとと命名されましたが、県北の環境教育の拠点と位置付け、県北地域環境学習拠点のネットワーク形成を図るとともに、教育旅行の誘致促進を活用されております。子どもの時からがこの環境問題は必要であると思われまます。また、学校の取り組みなどをお聞きしたいと思いまます。

それに、あちこちでポイ捨てが皆さん見かけられると思いまますけど、この問題は非常に大切だと思っております。環境社会、3R、ごみをなくすべき、出さず、ごみをできるだけ資源として使い、使えないごみはきちんと処分、天然資源の消費を共生し、負担を小さくすることでありまます。知事も約束されていまますが、南関の処分場は安心・安全な処分場が全国のモデルとなる施設で、県北の環境教育の拠点とするなど、地域に役立つ施設を目指しておられまます。それで、南関町からも発信してほしいと思っております。

それで、先ほど町長がおっしゃいまました12件の出前講座を考えておられまますけど、婦人会も交通安全指導の教室とかをいたしまますけど、その件に関してもお答え願いまます。

後の質問は自席にて行いまます。よろしくお願いまます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員の質問に対する答弁を求めまます。町長

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、こんにちは。地域婦人会の皆さんに、たくさんの方、傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

ただいま山口議員のほうから一般質問ございましたけれども、かねてより環境問題等をしっかり取り組んでいただいております。また今日改めてそういった質問をいただきました。質問の内容としましては、環境問題の啓発、または環境教育の推進についての質問ということでお答えしていきたいと思いまます。

環境問題につきましては、自然保護などを含め、国民の関心も高いことから、マスコミなどで取り上げられる機会も多くなってきておりますけれども、南関町におきましても皆さま御存知のとおり、ごみの不法投棄、河川の汚濁、悪臭、騒音、野焼き、そして犬の放し飼いなどと、多くの苦情が寄せられている現状がございます。町としましても、環境審議会あるいは不法投棄防止監視員、河川水援隊などと協力

体制をとりまして、環境保全や環境美化に努めているところでございます。また、一斉クリーン作戦や海・川の日の美化活動など、住民参加のイベントにより、住民の環境美化の大切さを啓発しているところであります。

現在建設中であります最終処分場につきましても、県民発電所というのが最終処分場の上にメガソーラーがのります。そして、施設の供用開始と併せまして、発電が開始されますと、その発電費から毎年150万円が20年間、合計3,000万円が南関町に寄附されることとなっております。これはもう既に最終処分場の屋根に太陽電池が設置されます県民発電所という会社が出来上がりましたが、そちらのほうの設立総会の際、私も出席いたしまして、知事とともに目録をいただいております。その目録を実際の150万円というのを20年間いただくこととなりますので、これからは何らかの形で環境問題に対応するために有効活用させていただきたいと思っております。青少年の健全育成のための環境教育、そして一般住民の皆さまのための環境教育、幅広く活用させていただきたいと考えているところでございます。今申し上げましたとおり、町としましては現在も啓発活動に努めておりますけれども、今後も広報誌や防災行政無線等を通じまして、ごみの減量化や環境美化、そういったものの啓発活動に努めていきたいと考えているところでございます。

そして、山口議員のほうからお尋ねがありました出前講座というのを昨年度から開始いたしました。今年も冒頭のごあいさつの中で申し上げましたが、非常に好評でありまして、4月以降で12件の申請がっております。これは健康づくりであるとか、農政問題をはじめ、環境問題についてもそれぞれの行政区の中から要望をいただきまして、それに対して町の職員、私も出てまいります。そういった職員が専門的なお話をしながら、いろんな教育というか、まちづくりに役立てていくということで進めておりますので、これから地域婦人会の中でもいろんな活動、特に環境等につきましても、そういった機会をつくっていただきまして、町のほうから幅広い色んな材料を持ってお話させていただければと思っておりますので、今後とも色んな活用をしていただければと思っております。

環境教育の推進につきましては、教育長より答弁させていただきます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席より答弁させていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。9番山口議員の環境教育の推進について、特に学校における環境教育の現状、それから今後の方向性について述べたいと思っております。

まず、持ってきました資料ですが、実は各学校は毎年、子どもたちへの学習指導というのは教科書を使ってやるのが当たり前ですけれども、その教科書の計画の中

で、例えばお尋ねの環境に関わる教育、これについては環境教育のための全体計画というのを学校として総合計画をプランニングしなければならなくなっております。それを基に各学年、どの教科書ではどんなことが環境に関わる単元なのかを拾い出して、そして学年別、あるいは学校によっては低・中・高ということで3分野で計画を立てられている学校もありますけれども、こうやって年間指導計画というのを作って、環境分野を教育していくんですよというプランが出来ております。

例えば、学校によってちょっと文言が違いますけれども、環境教育の目標、第一小学校の文章を紹介しますと、「自然や身近な環境に関心をもち、環境とのふれあいを通じて、環境にやさしい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に積極的に取り組む児童生徒を育成する。」というふうに定めてあります。具体的には、自然環境に関わる各教科の単元で学習したり、道徳の時間に自然環境と生きものを大事に守り育てる態度を養ったり、それから総合的な学習や学校の行事を通じて、体験ボランティア活動を通じて環境保護あるいは資源を大事にする認識を高めたりできる力を育てるというふうになっています。その中の体験ボランティア活動の中には、今日お見えの婦人会の幹部の方々もよく学校にお出でいただいて、例えば廃油石けん作り、捨てればごみだけれども、その天ぷら油を有効に資源をまた活用するというような取り組みの応援をいただいていますけれども、これも大事な環境教育の一環です。使えるものは使えるまで大事に使おうという態度です。

その具体的な実践を各学校、はっきりと目標を立てて実践するために、熊本県教育委員会が毎年、学校版ISO活動という計画実践評価ということで、年度初めには学校版のISOの活動の計画を立てることと、そして実践を1年間やって、年度末にはその評価を行って、実績を県事務所が報告書としてまとめて提出を要求されておりますが、その中から審査が行われて、優秀校が表彰されるという制度まで作られております。過去、南関中学校が1回、この県の中の表彰を受けた経験がありますけど、このようなことで環境教育は目標値をもちながら、具体的な実践を各学校取り組んでおります。中でも感心しましたのは第二小学校ですが、ここはもう学年別に非常に綿密な環境教育計画が作られておまして、地域の中に具体的に熊本の自然と緑を守る活動の実践者がおられますので、その指導で二小の子どもは随分、環境教育には浴しているところです。

それから、先ほど町長からもありましたが、今年度中に完成予定の公共関与管理型の最終処分場、エコアくまもとが供用を開始されます。教育委員会としましても関係機関の支援をいただきながら、これまでの実施計画に加えて、先般、校長会でももう既にお願いをしているところですけども、いわゆる資源学習に視点を当てた環境教育ですね。3R実践ということで先ほど言われましたが、4Rともいわれ

ますね。要らないものは使わないというマイバックを婦人会活動なんかやっておられます。これが一つのリユーズという、使わないことも資源を守るということになるわけですね。そういった4Rの意識を高めていけるような考え方も学校教育でもやってきたいものだと思います。家庭、地域とともに、環境教育を先ほど議員のほうからありましたように、南の水俣が公害を起点とした環境教育の拠点でありますけれども、こちらは資源を大事にするということでの心を育てる環境の拠点として、熊本県とともに南関町から教育の場でも発信をしていきたいというふうに考えております。

以上お答えしまして、あとは自席にてお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） お答えいただきました。

先ほど町長が言われました県民発電所の件ですけど、この前募集があっただけだね。発電所のあれはどうなっていますか。発電所の環境問題のことでちょっとお願いします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今お尋ねの県民発電所のファンド募集の件ですけども、熊本市内等でも募集をかけられております。それから、ホームページからも募集をかけられております。まだ、7月いっぱい募集期間ということで、説明会でも開きたいという意向はございます。1口で2万1,140円の投資で、10年間預けていただくというふうな仕組みになっております。発電の利益に応じて分配金もあるということでございますので、この県民発電所の趣旨として広く県民の方から出資を求めるというふうな手法をとることが条件になっておりますので、そのような手法をとられております。その一つが地域貢献策ということで、先ほど熊本県、それから南関町に年間150万円の寄附金ということで、20年続けられるということで、そのような趣旨で県民発電所は設けられておるところです。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） 募集が集まればいいと思いますね。なかなか、説明会もあっているようですけど、熊本のほうでも。そういうのは情報を入れていらっしゃいますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 熊本のパレアでは開かれておりますし、南関町でもぜひ開いてほしいというふうな要請もございます。ただ、行政としてどこまで関与していいかというのが少し不明瞭なところがありますので、ここらあたりは検討し

ながら、開催ができればというふうには考えております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） ぜひ成功しますようにお祈りいたします。

それで、学校教育を中心とした環境教育に向けて、日本学術会議で提言されることが、問題点として、先ほど教育長がおっしゃいました。やはり子どもが自然に触れることが一番大切ですけど、今の現在では現象しつつあります。体験も少なく、また地域社会での他社との関わりが、体験が本当になくなってあります。想像力も衰退させて、子ども生活環境やリアリティをうばい、本来、生き物として触れていた生活環境が非常になくなり、五感も劣化されてあります。幼少期から自然体験や生活体験、社会体験による自然観や文化生活的視点を含めた広義の環境感を養うことが非常に大切と思われまますが、教育長、そういう各学校で違う指導をされてはありますが、そういう指導は今ありますか、4 校、1 校で。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） まず、学校の行事として、いわゆる自然の家といいますか、青少年の家、これを活用した体験活動は必ず 1 回はやるわけですけども、それよりも大事なことは日常ですよ。日常の体験活動が大事で、明日の食育の関わり等も出てきますけれども、作物を育てるといって、これを通じて自然に触れるというのは、非常に子どもたちにとっては今、何か泥を扱ったりするのが汚いというような親の感覚ですね。草取りも汚れてしまうとか、そういう感覚ではなかなか自然体験はできません。それで、そういう意味で作物を育てる、泥んこになれる、そういうことが結果的には自然を大事にしていく心を培うかというふうに思います。併せて、川遊びが危険な場所だからということが優先して、川にはもう近づくなとか、あるいは魚釣りもなるべく行かんようにとか、注意のほうが先行しがちですけども、やっぱり安全を配慮しながら、そういう体験は常に親も奨励をするような方向が望ましいかなというふうに考えます。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） やはり、ぜひ昔のように、米作り体験とか、生き物の環境、水の働き、地球温暖化、節電などの規模に応じた学習を学校のほでもお願いしたいと思っております。

また、操業が開始されることになれば、安全性の再確認等を含めて、見学会などを実施される予定はございますでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 議員さん方も一緒に視察をさせてもらっている施設の研修室

が設けられますね。渡り廊下を渡れば、もう内部の様子が見れるようなところがありますけど、渡る前の搬入路の上の2階のほうに研修室が設けられます。そこがいわゆる環境学習の部屋ということで県は建設中ですので、そこを使つての環境学習、これはもう県が企画をされるわけですが、ぜひ町内の子どもたちは最優先で、毎年、何学年かが年間の先ほどの計画の中に位置付けて、見学学習、そして資源を大事にする心をより強く育ててほしいなと思っております。

また、そういうのは新聞報道を通じて県下にもアピールしてもらって、そして南関町の取り組みを拡げたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 9番議員。

○9番議員（山口純子君） そのようにぜひ南関から発信してほしいと思います。

それで、もう一つ質問なんですけど、どんなものが、どこからなど、処理されている状況も啓発する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 今、御質問は搬入される産廃の種類とか、どういったところで発生して、どういった処理をされて持ち込まれるかというようなことだと思いますけれども、一般的にいわれる産廃の物というのは、ほとんどが企業から出るごみというか、廃棄物になってまいります。以前、処分場が出来るときの地元の説明会等でも話しがあつていたと思いますけれども、まず持ち込むにあたって、企業のほうと事業団、管理運営者になりますけれども、と契約を結んで、契約を結んだら、まず会社のほうの現場を見に行くと、見に行つてどういう品物なのかというのを確認して受け入れられるものであるというのが確認ができて初めて契約が成立して、その後、処分場が出来て通ってくる道路のルートとか、そのへんももう契約上で決定してくるような形になります。持ち込まれる際も、毎回運ばれる物を一回一回確認作業というのはなかなかできませんので、もう契約の段階でどういう物というので決まっております。それに伴つてマニフェストというようなものを県のほうに出すような形になっていきますので、品物とそのマニフェストの確認は、受け入れる側が目視で一応確認はします。場合によっては、抜き打ち検査の形で展開検査ということで荷物を下ろさせて、その場で検査をしたりとかいうところで確認をしていくということになります。一般的な一般廃棄物の処分場と違いますので、半永久的に埋め立てた状況になりますので、公害が発生しないような取り扱い、品物の受け入れになってくると思います。まだ、詳細につきましては、事業団のほうから実際に処分場の供用開始に際しまして、また安全推進委員会あたりを通して、地元あたりの代表の方あたりにはどういったものが入ってくる、あるいはどういった受け入れ方をするというようなところの詳細はまた御説明があると思います。今

の段階ではそういったところまでしか、まだこちらのほうでは把握しておりませんので申し訳ありません。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） そのようにやはり抜き打ち調査とか、もう本当に安心・安全な施設を私たちは望んでおります。

それで、今後、エコアくまもとがここらへんの人たちの関心をもち視察に来られ、素晴らしい施設であると誇れる施設として、さらに充実するよう県や事業団にずっとずっと要望してもらいたいと思いますけど、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほどから教育長からも説明がありましたとおり、今回のエコアくまもとは南の水俣、北の南関ということで、そういった環境拠点になりますので、私たちもやはり県、事業団と協力しながら、そういった施設をなるべく多くの人に見ていただきたいということを思っておりますし、現在、修学旅行はホテルセキアのほうには年間3万人弱宿泊しております。そういった修学旅行の受け入れということとも重なりますけれども、この荒玉地域におきましては、大牟田・荒尾のもちろん炭坑跡、それと荒尾の干潟、そういったものもあります。世界に誇れるような、そういったものもありますので、その一つとしてやはり環境教育の場として、うちの最終処分場、そしてメガソーラーも含めて、そういったものをいろんなところに拡げていけるように、そして修学旅行、そして一般の方の旅行あたりにも、視察先として受け入れられるような体制づくりということで、私たちもしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） 本当に修学旅行も3万人の受け入れがあっっていますが、そういう万田抗とかいろんな世界遺産の候補地でありますとともに、やはり南関のほうの環境の勉強にも役立ててほしいと思います。やはり本当に先ほどから言いますように、この先に町内に住んでよかったというまちづくりをしてほしいと思いますし、環境問題や環境教育が特に必要と思われれます。その中で、この前の提言ですね、全国、先ほど言いました教育問題のことですけど、やはりリサイクルや最終ごみ場を理解を皆さんがまだまだしていないと思います。リサイクルとか最終、私たちもちょっと勉強せないかんと、リサイクル、最終処分場、いろんな言葉がありますけど、やはりどうやって環境問題を、今からの勉強にはやさしく、先ほど言いましたように、ぜひ出前講座を何回も言いますけど、町長、申し込まなでけんでしょうけど、こちらからも啓発してほしいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 出前講座につきましては、やはりそれぞれの要望、皆さんがお尋ねになりたいことがあると思いますので、それに沿いながら講座はやりたいと思いますけれども、やはりこういった環境教育、特にエコアくまもとを総じての環境教育につきましては、町からもいろんな施策をしながら、行政だけが仕掛けるんじゃないくて、やはり住民の皆さまと一緒にしながら、そういったまちづくりの一つの観点としながら、そういった教育に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 9 番議員。

○9 番議員（山口純子君） 私たちは文化的生活や経済活動のために迷惑施設といわれて、本当に必要であるとは頭では思っておりました。しかし、安全生活が前提だと思います。なぜ南関町が選ばれたのか、また前の上田町長は本当に苦渋の選択をなさいました。私たち議員も非常に苦渋の選択であったと思いますけど、やはりエコアくまもとの存在は非常に大きいと思います。熊本初の公共関与管理型最終処分場建設が意義あるものとして、また今後、原発の問題や課題も含め、エネルギーと環境の問題も、町民全体、また子どもたちに考えてもらい、安全・安心な社会を築く子どもたちに大いに期待して、私の質問を終わります。そしてまた、傍聴の皆さま、ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、9 番議員の一般質問は終了しました。

続いて、5 番議員の一般質問を許します。5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） こんにちは。5 番議員の境田です。

今回は、先に通告しておりました地元業者の育成、地元経済の振興策についてと、町の入札、契約制度についての2点を質問します。

まず、1 点目の地元業者の育成、地元経済の振興策につきましては、今、全国の企業数は386万ですが、その中の99.7%は中小企業が占めております。そのほとんどが小売や宿泊、飲食サービス、建設、製造、生活関連、娯楽の小規模者です。小規模事業者の従業員は、全体で働く4人に1人を占めております。小規模事業者は地域に根付き、地方の雇用を支え貢献しております。地元の経済を潤す一助にもなっております。地元で重要な役割を果たしています。この事業者が今後も長く続けられるように、国も地方創生の一環として本格的に事業に取り組んでおります。

内閣府が昨年4月の消費税増税後の落ち込みから、景気が緩やかな回復基調にあることを示しました。ただ、個人消費の落ち込みは持ち直しは依然鈍く、内需の改善は力強さを欠いています。物価高などで家計の警戒感は依然として根強い現状です。都市部に比べますと、地方経済は活性化しておりません。景気回復が遅れています。我が町も人口減少による需要の低下、経営者の高齢者、後継者不足など、い



ろいろな課題に直面しています。地域活性化には地元業者の頑張りがたいへん重要です。先ほども言いましたが、地元業者は地域の雇用を支え、町の経済社会の重要な担い手になっています。この事業所が今後も長く続けられるように町も地方創生の一環として本格的に事業を取り組むべきだと思います。国は支援すると言っています。地方版総合戦略は立てられているところだと思います。それには今の地元業者の実態を把握されていなければなりません。

そこで、①南関町の中小規模事業所数と町内の生産額に占める割合を尋ねます。

②地元業者の育成、地元経済の振興策の地方版総合戦略の対策についてどのように考えているのか尋ねます。

2番目の入札契約制度につきましては、自治体においての調達財源は税金によって行われておりますので、より良いもの、より安いものを調達しなければなりません。しかし、より安いものを追求しすぎると低価格入札が進み、適正な工事がなされない恐れが出てきます。また、下請へのしわ寄せや労働条件などの弊害が起きる恐れも出てきます。地方自治体が発注する場合は、不特定多数の参加を募る一般競争入札が原則化されておりますが、指名競争入札や随意契約による調達も認められております。地域活性化の観点からも、地元業者が受注し、地域経済に貢献することも求められております。また、中小企業の受注の機会を確保するために必要な施策を講じるように努めなければならないともされております。今後は地方自治体が財政危機に落ちないように、官制ワーキングをつくらないなど、生活基盤重視の公共投資事業を進めるようにすべきだと思います。今の町の現状はどうなっているのか、どのように進められているのか。

そこで、①入札契約の対象になった事業所数の推移。

②公共事業設計労務単価が上げられましたが、公共工事設計労務単価に対する考えを尋ねます。

③指名願に対して、対応はどのようにしているのか。

④では、他市町村では入札工事で業者に入札情報を漏らしたとして、官制談合防止違反と公契約関係競争入札妨害の疑いで逮捕されたり、営業担当者から継続的に接待を受けたなどと、業者との癒着の構造が明らかにされたところもあります。

そこで、利害関係にある業者や人物との付き合いの方を明確に規定することが大事だと思いますが、我が町には利害関係にある業者などとの接し方を示したマニュアルはあるのか。

⑤平成22年11月から施行されました小規模工事登録制度の簡素化についての考えと工事高の推移などを尋ねます。

この後の質問につきましては、自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5 番、境田議員の一般質問にお答えします。

まず、地元業者の育成、地元産業の振興策についてですが、南関町においては農業が基幹産業ではありますが、商工業に関わる事業の育成は非常に重要なものだと考えております。特に住民の生活に密着した商業の分野や、建設業、製造業の振興が住民生活を豊かにし、地域を活性化させる最短な道筋でもありまして、地元事業者の皆さんの頑張りによるものが大きく影響すると考えているところでございます。

地元商工会、建設業協会、農協、その他の団体、または個人が主体的に地域ブランドを地場産品に推し進めたり、地域資源を活用して新たな観光資源等をしたり、物産の参考を立案されるなど、活発な活動に対して町としても支援をしていきたいと考えているところであります。

卸売業の事業所におきましては、町商工会を中心として、地域経済の発展に日々御努力されているところでありまして、地元業者の育成策として経営改善普及事業や相談指導のための経営講習会等が行われております。また、先ほども申し上げましたけれども、今回、町内で消費拡大と町内事業者の売上増を目的として、昨日からプレミアム商品券が販売されておりますので、地域経済の活性化に寄与するものと期待しているところでございます。

南関町におきましては、御質問に合致するような資料がありませんでしたが、経済センサスの統計資料によりますと、平成24年2月1日現在の民営の事業所数は、製造業、建設業、卸売業等合わせて462事業所ありますが、規模を見てみますと、従業者数が1人から4人の事業所は306事業所、約66%で、5人から9人の事業所が67事業所、14.5%であり、合わせますと80.1%であり、30人以上の事業所が30事業所というように、ほとんどの事業所が小規模であります。残念ながら、町内の生産に占める割合を示すものが、第二次産業が占める割合が79.3%にも上っていることから、中小企業の経済活動が占める割合が大半を占めているということが状況となっております。

また、地方版総合戦略に取り入れるかとのことですが、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、これは一つ目に地方における安定した雇用を創出する、二つ目に地方への新しい人の流れをつくる、三つ目に若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、四つ目に時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携すると、四つの基本目標が掲げられております。これを受けて、町もこの四つの基本目標を町の実情に合わせて総合戦略を策定していくわけですが、中小企業の地域において果たしている役割を踏まえて検討していく必要があると考えております。

次に、町の入札契約制度についての質問にお答えします。①の入札契約の対象となった事業所数の推移を尋ねるとの御質問ですが、平成27年度現在、工事597件、コンサル360件、物品319件の入札資格審査申請書、いわゆる指名願が提出されております。当町においては、電子入札を平成22年度において施行し、25年度からは紙による入札を原則として廃止しておりますが、熊本県との共有の指名願を実施していることから、県内だけに止まらず、県外からの指名願も多数寄せられるようになったものでございます。

このような中、南関町においては、入札を対象としている事業者数は年々減少しており、平成21年度には31業者ありましたが、現在では25社となっております。

次に、②の公共工事設計労務単価に対する考えはについてお答えします。町で設計を行う場合、土木建築工事等の公共工事については、県の土木工事積算基準書に準拠し、県の歩係り及び単価を使用して算定しております。御質問の公共工事設計労務単価につきましては、国が年に1回、建設技能労働者等の賃金支払状況を調査し、都道府県別、職種別に設定している所定労働時間内8時間当たりの労務賃金であり、年に1回の改定が行われております。ちなみに本県は平成25年度で前年比13%増、26年度で7%増、27年度で5%増となっております。

次に、③の指名願に対して対応はどのようにしているかとの質問にお答えします。平成27年度現在、先ほど申し上げましたように、工事597件、コンサル360件、物品319件の入札参加資格申請書が提出されております。指名願は建設業許可を取得し、さらに経営事項審査を受け、有効期限内の経営事項審査結果を有していることが必要であり、町が指定している申請書以外の添付書類として、暴力団等関係者でないことの誓約書、27年度分からは熊本県内の業者より個人住民税特別徴収実施確認開始誓約書も提出いただいているところであります。指名願の活用については、指名推薦する場合において工事経歴書による実績等の確認、経営事項審査の経営状況及び経営規模等についての数値を参考としているところであります。

次に、④の利害関係にある業者などとの接し方を示したマニュアルはあるかとの質問にお答えします。昨年7月に発生しました熊本県内の自治体において、建設部長が発注工事をめぐり便宜を図る見返りに金銭を授受、副市長が便宜を図る見返りとして乗用車を受け取ったことで逮捕されるというたいへん遺憾な事件が起こっております。南関町において、現在、マニュアルは作成しておりませんが、近隣で同様な事件が発生した場合は、綱紀の粛正を図るよう注意喚起をしております。また、年末年始の服務規律の確保については、公務員たることを常に自覚し、職務上利害関係のある者との会食、贈答品の授受、遊技等、住民の疑義を招くような行為は厳

にこれを慎むことと、職員に対して厳しく喚起をしているところであります。

さらに、今後においては、職員のコンプライアンス、法令遵守及び公務員倫理に対する意識の徹底を図るため、研修やミーティングなどを計画し、常に公共の利益の実現に意識をして仕事を挑むように働きかけを行うことも必要であると感じております。また、マニュアルの作成につきましても、今後検討したいと考えております。

最後に、⑤の小規模工事登録制度の簡素化についての考え方と工事高の推移等についてでございますが、小規模工事登録制度は、町が発注する小規模な建設工事や修繕等を積極的に小規模業者を選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としております。対象工事等を少額30万円未満とし、内容が軽易な工事等について受注、施工を希望する方を登録する制度で、有効期間を2カ年としております。27年度現在、13業者が申請されております。登録申請の方法としては、申請書に町税の納税証明書、法人は商業登記簿謄本の写し、個人は住民票の写し、資格や免許等の写しを添付するだけで、通常の指名願より簡単な申請としております。添付書類も登録に必要な事項として、南関町内に主たる事業所、または住所を置いて建設業等を営んでいる人で、町税等を滞納していない、また入札参加希望者は登録できないなどの取り決めを審査するための最小限度のものとしております。

工事高の推移につきましては、平成23年度が6件で50万6,000円、24年度が4件で52万4,000円、25年度が7件で93万443円、26年度が2件で27万4,320円となっております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） では、再質問に移ります。

地方版総合戦略のまち・ひと・しごとでは、やはり地域産業の振興のためには現状を知っておかねばならないと思います。我が町の中小事業所ですか、462事業所と言われましたが、町内の、私が生産額をお尋ねしとったんですけど、あまり分からないようなことを言われたんですけど、この南関町も一次、二次、産業はありますけど、今、南関町は先ほど8%ぐらいが中小企業と言われましたけど、その産業ですよ、一次、二次、三次、それで今、何次が一番多かったですかね。それと、よろしければ、事業所の内訳もよろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） ただいま質問がございました南関町の中でございますが、

一番多いのは卸売り、小売業でございます。これが全部で29%でございます。それから、2番目が製造業で17.5%、3番目は建設業で16%、その後は宿泊、飲食業、それから生活関連サービス、それから医療、福祉と続いております。

先ほどお話がございました生産高でございますが、平成24年の経済センサスの活動調査の参考表によりますと、一次産業はもうほんの少しでございます。二次産業が33.3%、これが154事業者でございました。それから、三次産業が64.7%、299事業者でございました。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 何か今、三次がえらい多かったですが、私は二次産業が一番多いかなと思ったんですけど、やっぱり違ってたんですね。

全国の就業構造の動向は30年前から一次産業も少し減ってきてととですよ。また、15年前から一次産業も減っていますが、二次産業も減っております。これはやはり今、アジアは世界で海外生産をしておりますので、その影響もあるのかなとも思っています。ですから、その影響もあっております。今、正規雇用、自営とか製造も確かに減少しております。その分、非正規雇用は増加しております。ということは、やはり地域経済の上で疲弊が明確になっております。先ほど、南関町の基幹産業は農業ですけど、今、農業で個人が多いと思いますけど、兼業をされているのが多いと思いますけど、この法人化はだいたい基幹産業の農業で、法人化はどのくらい推移は動いておりますかね。よろしければ5年間ぐらいの推移、分かればお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 現在、5社の法人を把握しております。この5年間では1社が設立されております。内訳としまして、最近では24年とか、平成7、8、10年の設立、古くて昭和59年の設立がございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やっぱり少ないですね。TPP問題もありますから、本当はもうみんな反対ですけど、対策だけととかなんと思いますけど、やはり法人化してブロックだけしとかなんと思って、ちょっとお尋ねしました。

先ほど冒頭も言いましたけど、全国規模の企業数は99.7%を中小企業が占めております。中小規模の事業者です。その中の小規模事業者は86.5%を占めています。だいたいちなみに常時雇用が5人以下が小規模事業者です。今年1月に実施された中小企業庁の委託調査、小規模事業所の事業活動の実態把握調査は、やはり小規模事業者の6割が個人事業者です。4割が会社などの法人ですけど、その中の個人事業所の経営者の手取り年収額はものすごく少ないんですよ。200万円未

満が4割を占めております。いわゆるワーキングプアですね。働く貧困層といわれますけど、それと同等の厳しい現状が全国の調査では上がっております。我が町の実態ですよ、これはもう何か統計はとっておられますか。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 統計として別にとっているのはございませんけれども、一応申告の状況としまして、うちのほうでは給料、それから農業、営業と、建設業、飲食業、すべて含んだところになります。一応25年から27年、3年間の申告状況というところで持っておりますけれども、ほぼ3年間、数的なところの変化はございませんので、今年の申告状況で申し上げますと、申告受付数が6,250名いらっしゃって、そのうち営業所得ということで上がっておられる方が424名、農業が953名、それから給与が2,340名、それから公的年金という方が2,530名というような内訳で、営業の占める割合といいますのが約6.8%ほどございます。営業所得として上がっております所得額として424名で、4億5,853万1,140円というところになっております。これを単純に申告された方は424人で頭割りしてみますと、1人当たりの所得がだいたい108万円ぐらいというようなところが数字としては出ておるところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やはり、私が質問するのは、中小企業が非常に南関も多いということで、そこを底上げするにはやはり振興策を練らんといかんと思っておりますよ。今、中小企業振興条例ですかね、県のほうにありますけど、まだこっちは作ってないと思えますけど、やっぱりそういうのを活用するというか、条例を作ると、私は本当に底上げせんといかんと思っております。その問題はまた後でゆっくり質問しますので。

今、非常に平均頭をすると108万円しかないのと、本当に厳しい現状と思えます。南関もですね。今、賃金の伸びが物価上昇が2年振りに上回ったといわれておりますが、これは本当に大企業の話であって、中小企業ではほとんど値上げの声はありません。また、円安の物価の値上げもあり、消費拡大も明るさは見えない状況です。今、東京では2020年の東京オリンピックに向けて建設が相次いで、景気が戻っていますが、九州とは雲泥の差といわれています。

そこで、事業所の育成と地元経済振興のためにも地方版総合戦略を立てなければならぬはずですよ。先ほどいろいろ案も言われましたけど、玉名市で今月8日、市総合戦略審議会かな、これはもう発足されております。初会合も開かれております。町は今どうなっておりますかね。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会ということで、この組織を立ち上げる予定といたしております。初会合としましては、6月の末から7月の初旬ということで考えておるところでございます。委員の数ですが、15名程度になるかというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） もうどこでも地方版総合戦略は早めに対策をしておりますので、一日でも早く開いて、やっぱりいつも言うごつ、地元の声を拾い上げてもらうために早く会合をしてもらいたいです。

今、小規模事業者も先ほど言いましたけど、本当に地域に根ざして貢献しております。地元の経済を潤す一翼になっております。本当に地元を果たす役割は重要な存在です。まち・ひと・しごと創生からも町事業所の支援が今以上に、私は必要だと思います。地方版総合戦略、4つの基本目標を策定していき、町の活性化のために考えているとの答弁でしたが、また住民の声を、先ほど言いましたが、聞けばまだまだあると思います。今、18の住んでよかったプロジェクトがありますが、これを戦力に上げておけば、私は交付金はあるはずとっております。しかし、これ以上の知恵を出して交付金を獲得する工夫が必要です。前回では、私はIターン・Uターンの施策で提案もいたしましたが、今回は今、住宅助成補助金制度があります。住宅を新築をしたり、建て売りを購入した場合は50万円、町に登録している業者に頼んだ場合は、別に交付金が来ます。加算されます。しかし、店舗補助金が今なかつたですね。そこで、店舗リフォーム交付金制度、または空き家リフォームですよ、それと空き家の解体補助金を、私は設けてはどうかと思います。今、若者対策でリフォーム工事は100万円以上ですけど、やはり私も何回か言いましたけど、工事金を下げて、誰でも利用できる住宅補助制度を金券で、例えば30万円以上の工事に誰でも、さっき言いました補助金を受ける制度を設けて底上げをして、そして地方版総合戦略等を設ければ、私はいいと思いますけど、そういうお考えは今ございませんかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 店舗、住宅のリフォーム、それと空き家対策についてでございますが、これは昨年の年末の第187臨時国会において、国のほうでも空き家等の対策の推進に関する特別措置法がもう動き出しております。それで、町としましても、やはりこれまでも空き家対策についてどうするかということは、非常に大きな課題でもありました。それに併せて、今回の住んでよかったプロジェクト推進事業の中の住宅取得の補助金ですね、それと併せて今回5年目ということで一つの節

目を迎えておりますので、今回そういったものを見直して、こういった方向で進むのかということをご精査したいと思っております。いろんな形の中で進めながら、店舗のそういったもののリフォームについても必要なのか、そして町内者の方の住宅リフォームについてもそういったものを含めるかということで、含めながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問の番でしたので、これを続行してください。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、検討すると言われましたので、早めの検討をお願いしておきます。

昨年の6月に地域経済を下支えし、地域貢献してきた小規模事業者にとって画期的な小規模基本法が成立しました。これにより、国、県、市町村は、小規模事業者の振興策を作り、実行していく責務を負うことになりました。この小規模振興基本条例の策定は、やはり地域の活性化を生み、さらなる経済循環になります。引いては定住、人口増にもつながります。町の取り組みはどうなっておりますかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 御質問のとおり、確かに小規模企業振興基本法が制定なされておまして、その中で地方公共団体の責務ということで、小規模企業の振興に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することになっております。ただ、町のほうではまだそこまでの体制はとっていないという現状であることを報告いたします。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今のは検討じゃなくて、早めをお願いしておきます。これは本当に小規模、特に中小企業は南関町にとって非常にもういい条例だと思いますので、よろしく願いしておきます。やはり地域経済の底上げ、やっぱりこれをするためには地方総合戦略の中にいろんなことを、今言われたのを上げてもらわねば困ります。国は金を出さないと言っているんじゃないです。すれば出しますので、町が真剣にやっていることは、やっぱり私は総合戦略で分かると思います。コンサ



ルタントに一括委託は、あまり良くないんじゃないかなと、やる気が見えないと判断されると私は思っております。地元育成のために早めの地方版総合戦略を立ててください。

2番目に移ります。入札制度ですけど、県内では建設業許可業者、平成26年度3月末で6,548業者がおられます。これも県内の経済活動、雇用機会の確保に貢献しておられます。公共工事に指名を出している南関町の事業所は、先ほど工事で597、コンサルが360、物件が319件との報告でしたが、町内業者は何業者おらるっのですかね。それと、南関町のこの物品納入業者ですよ、契約高はだいたい何割ぐらい占めとるとですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 町内の工事の業者は25社でございます。それから、コンサルはゼロとなっております。それから、物品の納入業者でございますが、319社のうち、町内は4社が登録をしております。申し訳ございません。金額は今のところ把握をしております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 特に公共工事は結構、売上は南関はあるとですけど、この物品があまりなかと思うとですよ。たった4社しかおらっさんなら、なるだけこの人たちの売上にもなるだろうと思ってお聞きしたっです。今度、また調べとってください。お願いしておきます。

今、入札は一般的に一般競争入札ですかね。今、町発注の競争入札に参加するには、入札参加資格審査で過去の実績とか、いろいろ評価点数があると思えますけど、今、ランク分けもあると思えますけど、今いくつぐらいに分けてあるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 町内では、ABCの3ランクでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

ABCで、特Aとか、そやんとはもうなかつすね。今、入札は先ほど何か電子入札で、平成25年から紙入札による入札は原則としてしていないということでしたが、もう全然紙入札はあってないんですね。最近は。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） はい。事業所さん方にはもう紙入札は原則としてしていません。ただ、パソコンの調子が悪いですとか、今、その状態が整っていないという場合には、届を出していただいて、紙入札になる場合もございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

- 5番議員（境田敏高君） 続きまして、入札率ですけど、私が以前聞いたとき、ちょっと質問したんですけど、そのときは平成20年度は97.1%、21年度が26.5%、22年度が95%の答弁だったんですけど、最近5年間の入札率の推移はどうなっておりますか、よろしければ5年間。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（永松泰子君） 申し上げます。23年度が96.03%、24年度が92.92%、25年度が94.38%、26年度が95.37%でございます。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） 何か前聞いたときも、結構入札率が下がってるですね。これはどういうことだと思われませんか。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（永松泰子君） 今申し上げましたのは、随意契約も合わせたところで発表させていただきました。もし、入札だけ、指名競争入札ですが、それだけの数字でありましたら、平成23年度、96.73が一般競争入札はもう今しておりませんので、指名競争入札になります。それから、24年度が94.00、2013年の25年度は94.73、そして26年度が94.76でございます。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） あんまり変わっとらんごたっですね。はい、分かりました。今、低価格入札を防ぐため、基準価格の入札、最低価格、一応これは設けてあるとですかね。以前、平成23年の3月議会するとき、何か設けてないということやったですもんね。そのときは検討しているということやったんですけど、今はどうですかね。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（永松泰子君） 平成24年6月1日施行で、南関町建設工事最低制限入札価格制度要領というのを施行しております。現在、南関町では最低制限価格制度をやっているということでございますが、全部、全工種というわけにはいきませんで、一部の工種は除く場合もございます。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） 今、26年の6月から施行されとると言われましたけど、これは最低価格を下回ったということはあるんですか。また、あまり下回ったら、多分調査が入ると思いますけど、調査なんかは該当された工事なんかありますか、入札物件で。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（永松泰子君） 最低制限価格を設定をしまして、下回った場合もござ

いますが、調査といいますのは低入札調査制度というのがございますけれども、そちらのほうはうちは設定をしておりませんので、ただその下回ったからといって、落札業者がいなかったというケースはございませんでした。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 分かりました。入札不成立というのは、ならば全然あっていないということですね。期限内の遅れや契約違反ですよ、こういうのは今あっておられますか。それと、よろしければ、南関町でも暴力団排除条例が出来ましたけど、それに該当した業者とか関係者はなかったですか、全然。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 過去5年間の不落の件数というのを申し上げます。平成22年に2件ございました。23年が2件、24年がゼロ、25年が5件、それから26年が1件ございました。それから、暴力団の排除条例を設定をいたしましてからそういったことはございません。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） その入札不成立というのは何ですかね。何か今あったと言われたでしょう。ちょっとあまり早かけん、数字ばメモしきれんけん、その原因といたしますか、なぜ、やっぱりあんまり安かったからですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） もう一度申し上げます。22年が2件、23年が2件、24年が0件、25年が5件、26年が1件となっております。中ではケースといたしましては、入札に応札はしたものの、契約を拒否をしたと、拒否をされたという件数がございます。それから、金額がやはり折り合わないということで、うちの予定価格が高いというふうに判断をされたんだろうと思われませんが、全員が制限価格以内ではなかったということでございました。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） なら、今の工事はもうまた新たに予算の組み直しは行われたっですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） うちの工事契約の心得のほうに書いておりますが、入札が不落であった場合においては、まずその積算がいいのかどうかの確認をすること、それからその次には業者の選定をし直すことということで、予算を組み直すということではございませんで、再度、公告・入札という形でさせていただいているものがほとんどでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5番議員（境田敏高君）　じゃあ今、不成立の22年が2件、23年が2件、25年  
が5件、26年が1件、これはもう全部工事は出来たということですね。はい、分  
かりました。

今、建設業界は資材がものすごく高かったですよね、上がってですね。工期の変更  
とか、設計変更には、現状を見つめて、私は柔軟に対応してもらいたいです。

今、工事成績評定で不良はあっておりますかね。それと、評価、それは何人でさ  
れよるとですかね。

○議長（酒見 喬君）　建設課長。

○建設課長（古澤 平君）　工事の成績評定ですけど、不良は今のところあっておりま  
せん。

それから、これの評価につきましては、工事の監督員、それから検査員の2名で  
行っております。

○議長（酒見 喬君）　5番議員。

○5番議員（境田敏高君）　改修工事ですね、今、測量なんかは入札でありますけど、  
改修工事の見積調査ですよ、これは町が独自でやるとですかね。それとも、ど  
こか依頼されとるとですか。

○議長（酒見 喬君）　建設課長。

○建設課長（古澤 平君）　調査設計につきましては、一応入札で設計業者のほうに委  
託を行っております。

○議長（酒見 喬君）　5番議員。

○5番議員（境田敏高君）　調査測量ですけど、普通、改修工事なんかは今、町がして  
おりますけど、改修工事ですね、建物とか、ああいうのも全部、なら専門業者じゃ  
なくて、前はただちょっとお願いする感じだったと思いますけど、今は入札もある  
とですか。

○議長（酒見 喬君）　建設課長。

○建設課長（古澤 平君）　例えば団地の改修とかがございますけど、その件についま  
しては一応調査測量設計委託を発注いたしまして、その結果に基づいて工事をやる  
ということで行っております。

○議長（酒見 喬君）　5番議員。

○5番議員（境田敏高君）　その発注委託はどやって決めとるとですかね。

○議長（酒見 喬君）　建設課長。

○建設課長（古澤 平君）　一応工事設計業者のほうに、こちらのほうで仕様書を作り  
まして、その仕様に基づいて入札という形をとっております。

○議長（酒見 喬君）　5番議員。

- 5番議員（境田敏高君） 今、設計監理ですけど、この指名業者は何人ぐらいおらる  
つとですかね。お願いします。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） だいたい通常、5社指名を行っております。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） いや、指名じゃなくて、南関町に登録されとる業者で。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） 業務委託等で登録されている業者については多数ございま  
すけど、ちょっと件数のほうは私のほうでははっきり把握はしておりませんが、町  
内の設計業者及び荒玉地域の設計業者のほうで発注を行っておりますのは、通常7  
社ぐらいのところから選定を行っております。
- 議長（酒見 喬君） 総務課長。
- 総務課長（永松泰子君） コンサルで、先ほど町長が答弁をいたしました。測量設  
計その他を合わせましてコンサルというふうに申し上げますが、360社が指名願  
を出していらっしゃるところでございます。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） 私が聞きたいのは、測量はもうよかったですよ。ただ、建築  
とか改修の工事のほうを聞きたかった。それはよかです。
- 公共工事は、これからやっぱり既存の公共施設、構造物の修理、維持ですかね、  
災害に私は今から力を注ぐべきだと思います。地元は地元の業者で金が回るように  
する循環経済型にして、危険箇所の整備事業、道路、生活道路と通学道路の整備を  
積極的に進めるべきです。
- ところで、住民の日常生活の利便性のために、町道でない生活道路の改修工事は  
要望なんか上がっておりますかね。
- 議長（酒見 喬君） 建設課長。
- 建設課長（古澤 平君） 3級町道以下と申しますか、町道以外のものにつきまして  
は、現在、3件ほど要望が上がっております。
- 議長（酒見 喬君） 5番議員。
- 5番議員（境田敏高君） 公共工事も非常に大事ですけど、やっぱり今言われた3級  
道路ですかね、特に生活道路と農道がどうもがち混ざるところがあるもので、  
今からそこはちょっと分けて、私は工事を進めてもらいたい。まち・ひと・しごと  
創生の基本理念の一つに、地域の環境整備を図ることと一番にうたっております。  
今回の戦略で公共工事はちょっと該当しませんが、生活道路の改善には特に、私は  
力を入れてもらいたいと思っています。特にお願いしておきます。

②にいきます。協定賃金の見直しですけど、今言われたのは町から言われた確か25、26、27年で合わせると20.5%ぐらいアップと言われたんですけど、私が20年度から計算すると、労務単価だけで27.7%上がるととですよ。これは資材単価も入れた計算でしてあるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） これにつきましては、資材単価は含めておりません。平成27年の2月に公共工事労務単価が公表されております。その単価を使用しております。熊本県では先ほど言いましたように、全国平均とは違います。全国平均でほしい27.7%でございます。よろしゅうございますか。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ありがとうございます。私もちょっと全国平均で拾ったものですから、しかしやっぱり全国平均に近くて、すごいなと思いますけど、やっぱりあと7%ちょっと誤差がありますので、よろしければやっぱりその資材も今後考えて、今本当に円安になつとるわ、石油製品の材料なんかものすごく高いです。そのこのところも今後検討しとってください。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今、25年度で前年比13%、それから26年度で7%、それから27年度で5%増ということになりますと、25%、24年度からは上がったということになるかと思われま。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） どうも失礼しました。それでもちょっと誤差がありますので、よろしければ少しでも近づけるように。いつも言うごつやっぱり、一番末端の方、中小企業は本当に南関は多いものですから、そこを底上げするために、もうパーセンテージを少しでもいいですから、本当にもうお願いしておきます。

今、建設業において、今、元請・下請という関係は、幾重にもなるととですよ。例えば建設関係は縦走下請構造といわれております。これが下請、孫請、ひ孫となっていますけど、下にいけばいくほど減額され、明確な賃金体制が現在も確立されておられません。生活を不安定なものにしています。そこで、今の現状では仕事に携わっている業者は、官制ワーキングにならないようにすべきです。また、地元業者の育成、地元経済の振興の面からも、私は見直すべきだと思います。

建設で働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願が、これは平成20年の6月18日に産業厚生委員会で、賃金などのルールを決めれば、最低制限も変わってくると思う。最低制限など、大幅に下げる必要はなく、建設業自体の改革は死守していかなければならないし、最近ではデフレ傾向で賃金は低く、生活が苦しい

状況ではいけないとの意見をいただき、採択されております。町はこの採択に対して、どう思われましたかね。それから、何か対策をとられたのですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 先ほど申し上げましたが、最低制限価格を24年に制定をいたしました。その後、見直しをしております。公契連と熊本県、二つの案がございましたが、現在は熊本県と同じ最低制限価格の設定をさせていただいております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今、最低制限価格といわれましたけど、それは元請・下請の、元請の場合であって、下請にはなかつたですね。多分してないと思います。本当は下請さんがあんまり安くしてもらおうと困るとですよ。だから、このルール作りも産業厚生で採択をしてもらったのもいいですね。やっぱりそこもよくよく考えてもらってから、私は対応してもらいたかったですけど、これも検討じゃなかばってん、ぜひお願いしておきます、早めに。検討するなら、早めをお願いしておきます。

今、公共工事に、さっき言いました下請・孫請と安くなりますので、労働者のやっぱり賃金を保障する条例があります。今、公契約条例といいますが、これも地域経済を潤すためにも、やっぱりどうしても私は取り組むべきだと思いますけど、このお考えはございませんかね。全国的に少しずつ広まっておりますけど、そういう話を聞かれたと思いますけど、ちょっとよろしければ感想も。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今おっしゃいましたように、公契約条例といいますが賃金等の保障というようなものがございます。ただ、うちの場合は落札率が非常に高うございまして、そのへんのところも若干考えますが、今のところは、今おっしゃいましたように、全国でも非常に少ない市町村で、自治体での取り組みでございまして、今後いろんな市町村の動向を見極めながら、慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 今回、施工者の適正な利潤、これを確保する発注者の責務と定めた改正公共工事品質確保促進法も施行されましたので、処遇改善に向けた実態調査をしながら、工事に携わっている業者は官制ワーキングにならないように、また労災事故にならないようにも取り組みをお願いしておきます。

3番にいきます。指名願に対してですけど、手続きは分かります。指名委員会は何名で構成されて、指名は誰が決めるのですかね。また、指名願を出して、だいた

い平均して何年ぐらいかかるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 指名審査会でございますけれども、南関町工事請負建設業者選定要領というのが、昭和57年に施行されておまして、設計額が500万円以上が指名審査委員会の対象でございます。指名審査委員会は、副町長、総務課長、それから建設課長、経済課長、総務課の審議員、今、審議員はおりませんけれども、総務課長補佐3名、それから総務課の管理契約係長、8名をもって審査をしております。

指名はどうするかということですが、指名の業者の推薦については、担当課の担当課長のほうから上がってまいりますので、それに基づいて審査をいたしております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 指名業者を出されて、ちょっと今見たんですけど、だいたい指名がかかるまで平均してだいたいどのくらいかとお尋ねしたんですけど、やはり10年経っても声が掛からないと、だからあきらめたという業者もおられると聞いております。今まで指名を出して一番早い業者といいますか、何年ぐらいで指名を出して入られたのか、ちょっとそこのところをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 指名願が出されて何でかということですが、公共工事でありますので、当然その工事の経歴といいますか、実績を上げていただくというのが前提でございます。実は工所によって違います。そのときの事業者が非常に少ない場合には、割と早く上がることもございますので、私が記憶している分では1年後から、一番早いのではあったと記憶をしております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） やはり長く指名が掛からない人には、やはりそれはそういう問題もあるかも知れませんが、やはり途中で問題はこういうのがありますよとか、やっぱりちょっとお知らせとか指摘するような方法も、私は今からとったほうがいいんじゃないかと思っております。

では、4番目にいきます。4番の利害関係の業者との接し方、このマニュアルの件ですけど、町はないと言われましたけど、検討していくというような答弁でしたが、これは事例として報告しますが、福岡県のある町では、町発注工事の入札工事で業者に入札情報を漏らしたとして、先ほど冒頭にも言いましたが、官製談合防止法違反と公契約関係競争入札の疑いで、町の最高責任者が逮捕されている報道がなされています。また、南島原でも多分去年の5月だったと思っておりますけど、官製



の談合疑いでトップ2名が逮捕されております。上天草ではもう先ほど出ましたから、上天草を言いますけど、営業担当者から継続的に接待を受けたなどと、業者との癒着の構図を検察官が明らかにしました。我が町はあっておりませんが、利害関係にある業者などとの接し方は、私はマニュアルは必要だと思います。業者と身近な存在の町は、やはり町民から信頼されるようにすべきであります。そこで、私がさっき言いました利害関係のある業者や人物との付き合い方を明確にすることが大事だと思います。利害関係者は、許認可、立入検査、契約など、相手方等を設けて、金銭、物品などの授受、借金、飲食などの接待、無償での役務提供なども私は設けるべきだと思います。職務で飲食をともにする場合も、やはり事前に届出をして、やはり誤解がないようにすべきです。透明性も求められます。先ほど工事成績評定かな、それで遅れはないかと尋ねましたが、ないと言われましたが、これは安い工事を、下請工事ですけど、進んで請け負う業者がいます。また、聞きます。これはもう知った人は誰でも知っております。これで本当に工事ができないというような単価で、その人がどうやって検査を通るのか、また建設に携わる人たちは内訳も記載してない、見積損ないがあるために、下請業者はその分を補っていると聞いております。なぜこういう人たちが落札者になるのかと、おかしいと言っております。今、行政に対する住民の目が厳しくなっております。やはり透明性を確保し、財政行為はやっぱり首長だけじゃなくて、やはり私たち議員も議会も、チェック機関も問われますので、やはりこういう問題はマニュアルをガラス張りにするためにも、また誤解を生まないためにも、やっぱり早めのマニュアル作成を私はすべきだと思います。これはもうお願いしておきます。

では、最後の5番にいきます。小規模工事登録制度についてですが、これは南関町が発注する小規模建設工事に携わる修繕について、小規模事業者登録制度ですが、制度ができて4年半が過ぎました。工事契約高は先ほど答弁していただきました。23年が6件で50万6,000円、24年度が4件の52万4,000円、25年度が7件の93万円、26年度が2件で27万4,000円ですね。登録業者が現在13業者との答弁でしたが、私は業者数もこれは工事高も少ないんじゃないかと思っとるですよ。南関町の場合、工事契約金額は確か30万円未満ですが、今年の5月現在で県内の小規模事業者登録制度を実施している自治体は、30万円以下が9自治体、50万円以下が8自治体です。130万円以下が2自治体あるですよ。やはり26年度が27万円ぐらいの、私はこれは金額を上げるか、または予算計上の考えはございませんか。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 26年につきましても、2件で27万4,320円ですかね、

私自身もこういった少ない件数でこの金額かということで驚いたところでございます。やはりこういった小規模の業者の方の生活を守っていくためにも、いろんな発注の仕方もあると思いますので、これからそういった小規模工事等の発注の仕方についてもいろんな勉強をしていきたいというふうに思っています。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） この制度の目的は、登録された小規模事業者を積極的に活用することにより受注機会を拡大するため、これは町内経済の活性化を図るとうたっているため、よろしく願いしておきます。育成のためにも、また地域経済振興にもなりますので、工事量を十分に確保してもらいたいです。

簡素化が問題ですけど、これは平成24年12月議会で窓口一本化、契約担当のほうで説明する方向性を考えていきたいとの答弁でした。最近、工事をした人に聞きましたが、やっぱり面倒くさいと。工程表は今度は材料承認と、何か県工事入札みたいですねと、ほかの業者さんから言われたそうです。書類はほかに頼んだそうですけど、机に向かって仕事をしている人は、本当簡単と思われそうですけど、現場で働く職人さんは、例えば左官さんなんか、モルタルをとって、常盤に乗せてコテでしますけど、それを事務方さんのほうにしてみれと言うたら、これは難しかったですよ。左官さんは、なあんくらいもしきらんとかとなるだけど、やっぱり餅は餅屋で、不得意とかがありますので、よろしければ今後も簡素化をするための一つの方法として、いろいろ温かい指導もお願いします。最近、技術者、技能者が少なくなっております。若い人たちにこの技術を受け継いでもらうためには、育成のためにも簡素化、また工事金額の引き上げを、私は大いに期待しております。

まとめに入ります。今日はちょっと時間の足らんとおもうて、早めに大分飛び越しましたけど、地元業者の育成と振興のためには、地元業者は本当に地域に根付き、地方の雇用を支え、貢献しております。地元の経済を潤す一助にもなっています。今以上の町の活性化のため、またいつまでも長く事業が続けられるように、地方版総合戦略の中に入れてください。また、入札契約制度については、これからの公共事業施策は、今、地球温暖化の影響で予期しない自然災害が多発しております。土砂災害危険箇所の整備などで住民の命を守る防災公共工事や、住民の日常生活に応じて不便さの解消、生活道路、通学道路の整備改善に努め、住民側に立った目線も求められております。公共工事は私たちの税金を財源していることを忘れてはなりません。町民を主人公にして、町民の声を聞き、町民と一緒に広く関係者の意見を取り入れ、今後も地域の安全と住民の暮らしに役立つ公共工事を行ってください。これも町長の責務です。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

続いて、10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） こんにちは。10番議員の本田です。

ちょうど梅雨時で、大水と地滑りとか出ないことを本当に望むところではありますが、そういったもしものときのために、町内には自主防災組織が設立してあります。そして、今までに関東をはじめ、久重、相谷、小原、肥猪、またその後、ほかのところにもあつとろうと思いますが、防災訓練が数々に行われております。

そこで、今回、私が在住しております宮尾地区は3区ありますが、合同で防災訓練が今年の2月に実施されました。そのときに当然、世話役をされました区長さん方や自主防災の会長さん方から、当然のごとく疑問が出てきたわけですが、その疑問と申しますのは、社協がコーディネイターとしてコーディネートされるわけですが、日赤や有明消防、それから地区の消防団、場合によっては南関交番とか、さまざまな方をお願いして地元住民を巻き込んでの自主防災組織であります。多分どの組織で訓練され場合も、多くのところでAEDの訓練が行われると思いますが、有明消防の南関分署や小学校あたりに近いところではあんまり疑問に思われないことであろうかと思いますが、我が区ではかなり距離があり、このAEDの訓練をしたときに、素朴な疑問として、どこにあるとだろうかと、そしてそのAEDが効く有効な時間内にAEDを持ってこれるかということに対して、やっぱり疑問に思われるのは当然なことだろうと思います。

そこで、今回の質問1、防災訓練とAED設置箇所について。その1、町内の自主防災組織において訓練の実施率はどれくらいか。2、防災訓練を実施した地区でAEDの訓練の実施率はどれくらいか。3、AED設置箇所に地域差はないか。4、有明消防署から6分以上の地域やAED設置箇所から往復6分以上の地域でAED設置を要望する地域はないか。5番、今後、AED設置箇所の地域間格差にどう対応するか、また要望する地域へどう応えていくか。

それから、2にいきます。小学校単学級の弊害解消と小中連携を密にする目的でマイクロバス1台購入の件。その1、昨年9月議会で質問しましたが、このことについて検討されましたか、また実施計画はあるか。必要性については9月議会で答弁でしっかりと聞いておりました、認識しておられることも知っております。その後のことについてどう対応されたのか、また検討されたのかについて、今日お聞きしたいと思います。

後のことは自席で再質問を行います。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 10番、本田議員の一般質問にお答えします。

まず、防災訓練とAED設置箇所についての①の町内の自主防災組織において、訓練の実施率はどれくらいかの質問ですが、現在、町には60の自主防災組織が出来ておりますが、そのうち平成26年度において35組織が訓練を実施いただいております。従前の地域づくり活動費補助金を見直して自主防災組織に対して、自主防災組織活動助成金の交付をすることとしたものであります。これは自主防災組織が防災訓練や防災組織の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能が十分に発揮できるように、平常時に組織として活動された自主防災組織に助成金を交付するものとしたものであります。また、町内すべての地域に組織が出来たことから、この組織が形骸化してしまわないように、常に実行力のある組織として強化するために訓練の推奨をしたものであります。実施率としては58%でありましたが、その活動は避難訓練、炊き出し訓練、消火器操作訓練など多岐にわたり、こちらで想定した以上に熱心に取り組んでいただいております。

次に、②の防災訓練を実施した地区で、AEDの訓練の実施率はどれくらいかの質問にお答えします。防災訓練を実施しました35組織のうち、AEDの操作方法の訓練は12の組織で実施されています。34%の実施率となります。有明消防署からの指導に加え、消防署員のOBの方に講師になっていただいております。

次に、③のAED設置箇所に地域差はないかの質問についてですが、現在、南関町が管理する役場、公民館、学校、老人ホームなど、公共施設16カ所にAEDを設置しているところであります。単純に校區別に見てみますと、一小校区が5台、二小校区が4台、三小校区が5台、そして四小校区が2台となっております。また、民間においてもいきいき村や、久重の和楽の里、こどもの丘保育園、上坂下の白間苑にも設置されております。

次に、④の有明消防署から6分以上の地域や、AED設置箇所から往復6分以上の地域で、AED設置を要望する地域はないかについての質問にお答えします。今回、自主防災組織の各会長に対して、AED設置希望があるかということで、急遽調査を行わせていただきました。60組織中44組織の会長から回答を得ることができましたが、ほとんどが購入等を考えていないとの回答で、町の補助が全額であればとの条件付きで8つの組織より希望がございました。設置するとなれば、AED本体と心臓に当てるパッドが2年に1度、バッテリーが2、3年に1度交換する必要があります。また、設置するだけでなく、より確実に人命の救助ができるように操作するための操作研修が必要となり、特に危惧されていたのが設置する場所と保管の問題でございました。

次に、⑤の今後、AED設置箇所の地域間格差にどう対応するか、また要望する地域へどう応えていくかの質問についてですが、町では当然のこととして、事故、急病の際には、AEDを活用してできる限り救命したいとの考えでおりますので、町または自主防災組織の活動として、今後も訓練方法の普及を行い、住民の皆さんが操作できるような体制づくりに努めたいと思います。

さらに、AEDの設置につきましては、保管や管理方法などを自主防災組織、消防団と協議をしながら、改めて需要の調査を行った上で、希望される自主防災組織または消防団に対して、購入のための若干の助成をすることを検討していきたいと考えております。

次に、マイクロバス購入の件についてお答えします。現在、町民バスの利用状況を見てみますと、町内小学校の陸上記録会、音楽会など、町学校行事や学年ごとの学校行事への活用、一小以外の通学、合宿での通学バス利用、町内施設への送迎など、年間で50回程度にとどまっております。また、町民バスを利用しようと予約状況を伺っても、既に予約済のケースもかなり多いような状況であります。教育委員会として、少子化対策として、子どもたちが切磋琢磨できるように、隣接校同士で体育や音楽の合同授業の実施を提唱しておりますが、学校の考え方は現実的にはバスの利用前に合同授業を実施する以上、両校で打ち合わせをする時間の確保に困難さがあるなどと、そういったデメリットが優先し、現状としては小々連携の合同事業になかなか踏み切れていない現実がございます。現時点で町としましては、年間必要回数が50回程度では、バスをもう1台購入するための投資は、人件費も嵩み困難でありますし、先行予約対策は年間の教育課程を見通して、年度当初にバス利用計画まで立てて欲しいとの見解でございます。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 10番、本田議員のただいまの2番目の町民バス購入に関するお尋ねに対してのお答えですが、ほぼ町長のほうからお答えがあったわけですが、実は各学校に昨年度の実績を調査し、また町民バス担当の総務課と照合しましたところ、前回の議会で私としては過去の実績から年間では100回ぐらいは必要ということで、ぜひ必要ですというお答えをしておったところですが、お聞きのとおり、昨年、年間50回にとどまっていたということでもあります。そういうことで、具体的にどのような場面をお願いをしたけれども、もう既に先約が入っていたかという状況を確認しましたところ、特に平日の授業に活用する場合、社会教育団体とか、あるいは地域の老人会だとか、社会教育団体だとかが先約をされていて

ということで、そういう状況が学校によっては3回目にやっと実現できたとかいうようなのもありました。そのようなことで、先だっても打ち合わせをする中でお話をしたんですが、校長会のほうに様子を聞きましたところ、今、町長から答えていただきましたように、なかなか小々連携を教育委員会は提唱されるけれども、そのためのどっちかの学校から担当の先生が出張って、そして事前に打ち合わせをするとなると、そのまたエネルギーがいるものだから、どうしてもその時間確保が、今、学校の中にいるときの先生方の負担過重が問題になっておいて、それをいかに先生たちと子どもたちと対面できる時間を確保するかがまず前もっての課題に今なっておりますということで、教育委員会が提唱する小々連携事業もなかなか踏み切れてないという現実だったわけです。そこで、前月も、それからその前の教育委員会でも様子を提案して、今のところ、とにかく今後の小々連携を進めるためには、1年間の学校は年間カレンダーを作ります。その年間カレンダーが出来た段階で、1年間の町民バス、自分の学校の町民バスの活用は、どの教育課程のどの日に利用するというのをすべて年度当初に計画を立てて、そしてそれを基に活用しない限りは、今後も町民バスというのは併用でしか動かないだろうということで、校長先生方をお願いをしたところでした。

もう一つは、ITとの関連で小々連携は、前回の議会でありましたように、いわゆる学校LANという、学校同士のLANを利用した合同授業というシステム構築が今後の新しい一つのネットワークの授業として教育委員会も考えていかなければならないという課題になっているところです。

以上、小々連携をどのように図るかというときに、課題になる状況を御紹介したところですが、何はともあれ学校がぜひ必要であるという件数が増えていけば、当然教育委員会としても対応をしていく所存であります。

それから、中学校のほうから新たな一つの提案がっております。小中連携という言葉も、本田議員のほうからっておりますように、小中の連携を図るために、中学校の先生が小学校のうちにこれだけの力を付けておいてほしいので、小学校に中学校の先生が出前授業をしたいという提案がっております。そういう意味で、小中連携はバスとは関係ありませんけれども、先生のほうからの働きかけによって小中の連携を取り組む動きはもう一つ別の角度からやっというふうな考えでおります。

以上お答えして、後の質問は自席よりさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 質問の番ですけれども、こで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時06分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の番でしたので、これを続行してください。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 答弁、ありがとうございました。

まず、1番からいきます。その1で、町内の自主防災組織において、訓練の実施率はという質問ですが、60組織のうち35地域で実施されており、58%と実施率を答弁されました。今後も引き続き、例えば地震、例えば地滑り、例えば豪雨、さまざま一遍にいろいろなことを想定しての訓練は難しかろうと思いますので、今回はこれを想定してという感じで、実施率をもう少し上げてほしいと希望しておきます。

それから、2番、防災訓練を実施した地区で、AEDの訓練の実施率はどれくらいか。35地区のうち12地区で実施、34%と答弁いただきました。多分、有明消防南関分署から、私の地域は13分かかります、通報してからですね。緑ヶ丘から来るとに9分かかります。ところが、心肺停止の場合、6分を超えたなら後遺障害が残るとか、生存率がものすごく落ちるとか、6分を限界とされとるわけですが、それでこの12地区で実施されたという数字も単純に35のうち12ではなく、消防署から、有明分署から割と近い6分以内の地域、小学校とか町が設置している地区から6分以内の割と近い地域を除かれて、もう少し実施率を空白地域に対して上げていただきたいと思います。

それから、3番にいきます。AED設置箇所に地域差はないか。先ほど一小、二小、三小、四小校区で、5、4、5、2と、設置の個数についてお答えいただきました。AEDの有効な時間について、先ほど6分と申しましたが、空白地域はこの組織組織で空白になる、つまりAEDを希望して取りに行くときに、行って帰るととか、また消防署からばあっと来てもらうととかを含めて、6分以上の地域がどのくらい存在すると思われませんか。また、存在すると思われませんか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） ただいまの御質問ですが、存在はするかと思われませんが、どこというふうなところまではまだ確認はできておりません。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） いわゆる空白地域が存在すると今、総務課長が答弁されましたが、このことは生命に関わる行政サービスが均等でないと、公平さを欠くという答えになると思いませんか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 生命を守るそういったものに対しての均等性といいますか、それにつきましては、今すべての地域、消防団とか防災組織にそういったものがあれば、そういったクリアできるかと思えますけれども、行政が本来その組織が動いておられて、どれぐらいの活用がされて、設置した後にどういった活用ができるかということ調査しないと、設置しただけではそういった活用する意味がありませんので、行政の責任といわれますと非常に困るんですけども、行政としては私の冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、やはり身命を守るためにそういったものは必要だとは感じておりますので、そういったことのこれからの本当にどういったところに必要かということは、やっぱり自主防災組織、消防団とじっくりといろんなお話をさせていただきながら、空白地域というか、そういったところになるべくないような、そういった対応策は検討していきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今の町長の答弁は、若干ずれとると思えます。希望したときに、例えば一小校区であれば、小学校ないし有明分署がありますので、そう6分以上かかる地域でなかろうと思えます。それで、例えば訓練をされて、それは先ほどの訓練を上げていただくごつ、さまざまな訓練ばしてくださいということをお願いしました。それに該当する答弁だったろうと思えますが、まずはそのことが空白地域の方たちは、いざというときになかわけですよ、6分で届く範囲内に。そのことについてようと考えてほしいと思えます。それはそう多くはないと思うですよ、そういう地域は。もうコンパスで引けば簡単、割と来るまで何分の距離というとは、片道3分にしたら結構行かれると思えます。それで、その空白になつとる地域というとはそうはないと思えます。それで、その空白地域を洗い出された上でサービスが均等になるように、例えばAEDで例えば南関町に設置されてからもう相当の何年か年数が経つと思えますが、その中で今までに使われたことはありますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 老人ホームで1回あったということ聞いております。それから、老人ホームで練習に使ったということも聞いております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今の答弁は、実際に使われたということですか、それとも練習やったんですか。荘長、どげんですか。

○議長（酒見 喬君） 荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 日常、入所者の方が緊急を要する場合とか、回数、数字的には把握してないんですけど、あるのは確かです。使用はしております。主治医が来るまでの間です。



○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 老人ホームでは使われたことがあると、今答弁いただきました。ただ、ほかの地域にはあっても使われたことがない、それなら要らんじゃないかて、そういった話じゃなかろうと思います。誰でんやっぱり車に乗るときは、普通、保険ば掛けときますよ。自賠責以外に任意保険ばですね。それと一緒に、やはり訓練ばせなんととは別問題として、行政サービスの均等性として、やはりそこにある3分以内か6分以内で届くところにある、そういったことがやっぱりその空白地域は、そしてそう多くはないと思います。ぜひ必要と思います。あまり言いよると、次の質問にいきにくかけん、4番にいきます。

4番で要望する地域、少なくとも私の地域は要望されました。先ほど町長の答弁で60の自主防災組織の中から40が回答があり、8つの地区で希望されとると。8つていうとは、多分、案外南関分署から遠かったりとか、AEDが身近にない地区じゃなかろうかと思うわけですが、そこらへんのところまでいろいろそのデータについて、ようと調べてみられましたか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 実は救急で調査をさせていただいたところでした。私も要するに6分以内の円で見てみればいいなあというふうには思ったところでしたが、そこまでできなくて、今このデータを見て、結果を見ておりますと、やはり全額だったらいというふうに思っているのが、今、地区を申し上げますと、米田、胡麻草、柴尾団地、田原、それから道山、こういう坂下地区が多うございます。それから、長山、小原、宮尾は5万円程度あればいいと、助成がですね。そのように回答があるところでございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど答弁の中で、使いこなすには研修が必要とか、常日頃の保管が難しいとかといった理由も回答の中には上げられたと答弁されましたが、やはりほかの地区に割と消防署とか学校あたりから近い地域の方たちには、無償でそれが使える状態になつとる、いざというときにはですね。空白地域、遠い地域の人たちだけ、お金を払わなんていうとは、行政サービスとしてはおかしいし、研修が必要とか維持管理が難しいという、そういった問題に対しては、割と私は消防団を利用するべきだと思います。空白地域におられる消防団には必ずこれを委託して、年に1回ぐらいはその使い方を、それこそ日赤あたりから来ていただいて勉強していただくとか、そういったことで行政のサービスが一律になっていくものと思われませんが、どげんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） これまでの設置箇所につきましては、町が設置しているのは公共施設を基本に設置しておりますので、なかなかそういった全体に均等した配置になっておりません。それで、目的としてすべての町民の方をそういった救助するということは大切だと思いますけれども、これまでの考え方というのがそれぞれの公共の施設で何かあったときに、そういった救助をするという考え方の設置だったと思いますので、冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、やはりそのためには自主防災組織であるとか、消防団との協力が必要になってくると思います。ですので、やっぱりこれからそういった調整を十分に行いながら、町のどれぐらい必要かということとは検討していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 5番であります。先ほどの答弁では希望の消防や自主防災組織あたりへ補助を考えていきたいとか述べられましたが、このことについては最後に申し上げておきますが、あくまで行政サービスの均等化・公平化を考えていくなれば、空白地域には無償で、しかもやっぱり先ほど研修が必要、保管が難しいという両方のことを考えた場合に、やはり私もどこに委託するが一番いいかというのを、もうずうっといろいろ考えてみましたが、現実的な対応とすれば、やっぱり消防団にお願いするのが一番即効性と現実性が伴うものと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

そこで、2番にいきます。小学校単学級の弊害解消と小中連携を密にする目的で、マイクロバス1台購入の件ですが、昨年9月に質問した折に、このことの必要性とか、例えば中1ギャップの解消とか、いろいろなことについて、代わられました。前教育課長とか教育長、町長、多くの方とこの情報は共有させていただき済みです。それで、必要性については皆さん理解しておられると思います。さらに、ただいま文部科学省の指針で、以前は複式学級の解消を目的に、小学校の統廃合を指導しておられました。しかし、現在は複式ではなくとも、単学級が多く、単学級で分かりますよね。1学年に一つのクラスしかなかつです。単学級が多く存在する学校は、統廃合若しくは緩和措置としてバス送迎による合同学習やICTを取り入れての遠隔授業を進められているということを経験しては知りましたが、この認識についてはいかがですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど答弁しましたように、おっしゃるとおりです。方針が文科省、変わりましたですね。2学級を割る地域については、統合を以前は進める方向でしたけれども、通学時間等も通学距離ですね、これもありますけれども、いわゆる地域のコミュニティということを経験した場合に、必ずしも小規模校を統合の

方向だけでとは考えていないという文科省の方針が出たことによって、ただいま本田議員がおっしゃったとおり、小学校同士の合同授業、あるいは遠隔によるということで、先ほど申し上げましたように、小々連携の授業の奨励だとか、あるいは学校間を学校LANでつないで遠隔授業というような方向性を考えています。要は、遠隔授業はICTのほうですけれども、小々連携の授業は、やっぱり年度初めに、どこの学校の何年生の何と何の教科、音楽と体育を考えています。音楽と体育をいわゆるA校、B校で音楽の得意な先生の学年のほうは、そちらの学校に行き、もう一方の学年の担任はT1・T2というTT授業を展開してもらおう。それから、体育は逆に入れ替えて、そちらの反対側の学校に行き実践をしてもらうというプランは持っていますし、そういう奨励も校長会を通じてやっているわけですが、なかなか実現していないのが、先ほど言ったとおりの現実になっているところです。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど答弁の中で、事前の打ち合わせとか合同学習のデメリットとかいろいろ言われましたが、やはり南関で育つ、学ぶ子どもたちの将来のことを考えたら、本当にやっぱりその現場で教える先生たちの意見も大切と思いますが、確固たる先生の教育委員会、教育長の、南関町はどういった形で子どもたちを育てていくという、学ばせていくという確固たる姿勢が必要だろうと思います。私は、先生たちがこげん言いましたじゃなくて、確固たる信念のもとに指導していくぐらいの気概で、私はこのことを進めていってほしいと思いますが、教育長、どげんですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） おっしゃられるとおりです。ですから、校長会を通じて、今、そのへんをお願いをしておるところですが、お願いとは職務命令であるということは、校長たちは理解していると思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） それから、昨年質問した折には、年100回ほどで、しかも重なって借りられん状況が多々あるという答弁をいただきました。そのことは別に50回になったけれど、あんまり特別に考える必要はなかです。学校が使いたいときに使えるバスが必要と、私は思います。せひ町長にも、子どもたち用にバスを1台、ようと考えてください。どげんですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。バスの1台購入については、それはもちろんあれば、いろんな活用ができて、これまでできなかったこともできると思います。しかしながら、今の町民のバスの活用方法を、それをどういった形で有効活用すればどこ

までできるとか、そういったものをしっかりと掴みながら、それでも不足するという状況であれば購入することも検討しなければなりませんし、やはりそういった費用対効果をしっかりと打ち出さなければ、購入にはなかなかたどり着かないんじゃないかなと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 子どもたちを育てるということは、学ばせるということでは、費用対効果の効率性だけで必ずしも答えが出てくるということではなかろうと思います。ぜひぎりぎりまで考えてみてください、教育長も含めて。執行部でぎりぎりまで考えてみてください。それでこのことが1台購入することで、大きく南関町の子どもたちの将来が拓けるようなことがいろいろさまざまに企画できるようなことがあるとするならば、ぜひ踏み込んでいただきたいと思います。

以上です。今回の、これで一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、10番議員の質問は終了しました。

続いて、3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） こんにちは。3番議員の井下でございます。心配していた時間も、結構残りましたので、十分安心して行きたいと思います。

今回は、先に通告してありましたところの一般質問ですけれども、昨年12月の定例会でも触れましたけれども、今年4月1日より介護保険制度が改正され、要支援1・2の方に限り、通所介護並びに訪問介護に関しては、これまでは国の予防給付としてのサービスとして提供されていたわけですが、今後、各市町村に投げかけられることになり、早もう2カ月半が過ぎました。長い準備期間があれば、そう急ぐこともなく、じっくりと町に即した対策が練れるわけですけれども、29年度には新たな制度下で動き出すということで、あまりゆっくり構えているわけにもいかないわけでございます。そこで、この改正された今、これからもさらに無視できないだろうと思われる問題について、いくつか町の考えを尋ねたいと思います。

まず、一つ目は、高齢化率が上昇していく中、昨今、問題化されているし、これからもさらに問題化になってくるとされる徘徊についてです。現在は各市町村において、ネットワーク等を使った対応をされているところが多くあります。今、この南関町には、この徘徊について相談等は上がってきているのでありましようか。また、この問題に対して、町では何か対策をとられていますか。

そして、二つ目には、在宅介護についてどう考えておられるかです。特に要支援の方や認定度の低い、また要介護の方にとって、在宅というのは自立に向けて非常に大事なことであろうかと思えます。その必要性についてどう考えておられるか、これも伺いたたいと思います。

3番目、最後に、町は総合事業をこれから2年弱ですけれども、組み立てていくわけでございますけれども、その方向性はどのように考えておられるか。これからの南関町の高齢者福祉に大きく関わってくると思いますので、今考えておられるところで構いません。まだ出来上がってはいないと思いますけれども、その分かっている範囲で答えてもらえればと思います。

以上、3点でございます。後は自席において続けますので、分かりやすい答弁をよろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番、井下議員の介護保険制度の改正後についての質問にお答えいたします。

今回の介護保険制度の改正につきましては、国の改正を踏まえたところで平成26年度に第6期南関町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行ったところであり、内容としましては、いわゆる団塊の世代が75歳以上とされます2025年を見据えての見直しでありまして、町の計画としましては第6期だけではなく、7期、8期とつながっていきますので、計画に沿った取り組みを進めていくこととしております。

徘徊についてですが、地域包括支援センターでお受けしました徘徊に関係される御家族からの相談は、平成24年度、25年度が各1件、26年度で3件という状況であります。

次に、町が行っている対応につきましては、平成25年4月からの適用の一人暮らし高齢者等見守りネットワーク事業実施要項を定め、南関見守りネットと申します事業を始めまして、同じく南関町一人暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会を設置しております。この南関見守りネットは、町及び事業者が相互に連携を図ったり、地域全体で一人暮らし高齢者等の見守りを行うことで、異変があった場合に、早期かつ適切な対応につなげる事業でありまして、要援護者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう支援することを目的としておりまして、見守り事業者としましては、現在18の事業者と協定を締結いたしております。この事業につきましては、昨年10月に要項を改正いたしまして、徘徊し、または徘徊する恐れがある認知症の高齢者の方も対象といたしました。家族等からの事前登録制としており、現在、地域包括支援センターで周知を行っているところであります。

また、平成25年度の有明定住自立圏構想の圏域4市2町で有明圏域定住自立圏共生ビジョンで連携・協力しています高齢者等徘徊SOSネットワーク構築事業に取り組んでおりますし、昨年10月から加入市町で運用を開始されましたメール配信システムの愛情ネットによりまして、登録者に対しましての情報の提供を行うなど、

高齢者の方や御家族が安心して暮らしていただけるような取り組みを行っているところであります。また、社会福祉協議会の事業での福祉委員の設置、認知サポーター養成講座も引き続き行っておるような状況であります。

次に、②の在宅介護のあり方、またその必要性についての御質問ですが、在宅介護は介護が必要な方を自宅で介護するということで、訪問介護や看護、通所介護などの介護保険の在宅介護サービスとともに、地域にある資源等を活用しながら、住み慣れた地域で暮らしていける、お互いに支え合うことが大切ではないかと思っておりますし、必要であると思えます。町では、第6期計画の基本理念に、住み慣れた地域で高齢者がいきいきと活動的に暮らせる町を掲げています。また、2025年を見据えて、住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するため、介護保険法改正による見直し後の地域支援事業への取り組みがこれから重要になってまいりますし、議員が言われました自立した日常生活に向けての支援を含めて、次の質問でもあります総合事業や包括的支援事業の検討の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、③の新たな総合事業の方向性についての御質問ですが、3月の議会定例会におきまして、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての中で、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置の適用を御承認いただいたところであります。猶予されている期間は平成29年3月31日までとなっております。これにつきましては第6期計画で29年度末までに実施することとしております。この総合事業は在宅介護についてのお答えとも重なりますが、住民の方々など、さまざまな主体が参加し、多様なサービスを充実することで地域が支え合うことができる、そのようなものを目的とするものでありまして、南関町の実情に応じた取り組みを検討しまして、高齢者の方の在宅生活の安心確保につながるよう実施したいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） たいへん高齢者の方に対して理解があるような答弁、ありがとうございます。

まず一つ目は、徘徊についてですけれども、2013年の調査になりますが、認知症が原因の行方不明者数です。これは警察への届出数だけを見ても1万300人ほどが上がっており、実際はもうあそこの家には痴呆の人がいるからとか、そういうことを知られたくないという思いから、この数字の恐らくもう倍近い人がおられるんじゃないかと想定されます。もうこのことに対して、対策が今急がれているわ

けですけれども、先ほど町長が言われました見守りネットですね、南関の、これは基本的に登録制と言われましたけど、どういうふうな形、いざいなくなった人を探すような対処の仕方ですか。ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 先ほど町長の答弁にありました見守りネットワークの登録につきましては、家族の皆さん等からの申請に基づいて事前に登録をしていただくという形になっております。写真とか、そういった情報を事前に登録していただいて、もしものときにそれを各関係機関等にお知らせすると。そして、少しでも早く探していただくというような形のシステムを今回、昨年10月に作っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。

徘徊とよく、自分も今、言葉にしているわけですがけれども、この徘徊についてはどのような認識として徘徊をとられておられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 認知症についての認識ということですがけれども、認知症の方にとりましては、時間や、あるいは自分がどこにいるかなど把握できなくなられて、目的があっても外出されても行き着かずに迷われたり、それが事故等につながりかねないということで、御本人や家族だけでなく、地域住民の方の安心・安全な暮らしのために対応すべきことであり、必要であることとして、これまでも取り組んできましたし、これからますますその対応が求められてくるものと思っております。

そこで、先ほど町長の答弁にもありましたように、見守りネットワークや徘徊SOSネットワークなどによる連携、それから認知症サポーター養成講座などによる認知症への理解に努めまして、地域の皆さんが気に掛けていただけると、見守っていただけると、そして早期に対応できるような取り組みを一層進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 私も徘徊についてはそういう認識をもっております。辞書で引けば、当てもなく歩き回ることと載っているんですけども、高齢者の認知症の方にとっては、そこに必ず何か目的と意味があって歩き回られるというようなことを、ずっと聞いておりました。そのため、じっとしときなさいというのは、もうもちろん言えないんですけども、ただ家に閉じ込めておくわけにもいきません。その後、もしいなくなられた場合、今言われたように、見守りネット登録制、こういうのももちろんこれは、いざいなくなられたら必要だと思います。けれども、そ

の前にいなくなれる前にどこにおられるか、この位置検索ができるようなシステムを活用すれば、さらにこの予防につながるんじゃないかと思うんですけども、これに関してはどんなふうに考えられますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 位置情報のシステムということになると思うんですけども、先ほど申しましたように、本町でも徘徊の方に対する対応は行っているところではありますが、そういったGPS等の位置情報を利用されているところがあるというふうには聞いております。ただ、町としましては、今のところ、そのへんのことについての検討はいたしておりません。地域包括センターで相談があったときとかは、そういったところも伝えたりはしているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 先ほど町長の答弁で、徘徊が24年度、25年度で各1件、26年度で3件というふうな答えがありましたけれども、これは数字の数だけじゃなくて、家族の方はものすごく心配されたと思うんですよ。これは今後、自分の身にも起こることですし、周りでも起こることはもう間違いないと思います。今、いろんなメーカーがこの位置検索システムを作って研究していきまして、今、GPSと携帯電話の基地局と、それと端末の3点で目標を掴みますので、ほとんど誤差がない状況でどこにおられるか、そのもう手のひらに入るサイズです。どのメーカーも同じような大ききで多分作ってあると思います。これを持っているだけで、パソコン並びにスマホの画面から、どこにおられるか必ず位置が分かりますので、いくらか対応するのにちょっと厚みのある対応ができるんじゃないかと思います。これは町が、多分よその市がやっていることなんですけれども、町が充電器とか基本料金を払って、利用者の方には端末だけを、その利用されるときに貸し出す、これはもう本当に安い料金だと思います。せっかくさっき南関の見守りネットというのがあるって、登録制ということであれば、その登録された方にもこういうことは提案できると思いますし、また認知度の具合で緊急ボタンとか、いろんな使い分けの用途も出てくるとは思いますけれども、それは少しずつこれから考えていけば、まだ時間はあると思うんですけども、とにかくこの徘徊に対しての予防、防止策、これはもう喫緊にこのことも考えてもらえないかと思いますし、またこれは高齢者だけでなく、子どもにも同じように対応できますので、幅広く利用ができると思いますけれども、このへんは考えとして検討するに値するかどうか、どのように思われますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 高齢者の方も見守りに対しまして、町がどのような関わっ



ていくのか、どこまで行っていくのかというのが、そのへんも含めて検討する必要があります。基本的には、御本人や御家族がどのように考えられて、希望も含めて、必要であればそれぞれが利用されるのがよろしいのではないかと考えているところもありますけれども、収入が少ない方とか、そういうわけにもいかないと思いますし、これから2年を切りましたけれども、新しい総合事業等を含めた検討の中でこういった位置検索のシステムを含めた、その徘徊の方への対応は検討してみたいというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） ぜひこれは検討するに値することだと思いますので、今のところ、その利用者も少ないかと思っておりますけれども、もし今後利用される方がおられたら、その受け皿として町が対応できるような形をとっていってもらえるようにしてもらえればなと思います。

次に、二つ目の在宅介護についてですけれども、今、南関町には介護認定を受けられた後も在宅、これは在宅もちょっといろいろ捉え方が違うと思っておりますけれども、主に自宅で過ごされている方は何割ぐらい、介護認定を取られた方でおられますか、分かりますか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） ただいまの御質問で、井下議員が言われるのが、その方が住まわれていた自宅ということでありましたら、申し訳ありませんが、その数値は把握しておりません。ただ、介護保険のサービスの利用状況によりますと、県に報告する状況報告があるんですけれども、今年4月に報告した分で見ますと、居宅介護サービス、居宅介護、介護予防サービスを含んだ居宅介護サービスを受給された方で見ますと、65歳以上の1号被保険者の方で6割近い方が、居宅介護サービスを利用されているということのようです。ただ、このサービスには有料老人ホームなどが含まれて、入られている方も含まれておりますので、そういうことになります。有料老人ホームを自宅をとということで捉えて入っております。それからまた、養護老人ホームとかもこの中には入っておりますので、どのように受け取っていたのかということになります。

また、利用されていない方、認定を受けて利用されていない方も約1割ほど見られるようで、それを合わせると7割ぐらいになるのかなと思っておりますのでございます。これとは別に地域密着型のサービス、グループホームなどの受給者の方はまた別になります。それもまた1割足らないぐらいの方が地域密着型のサービスと。グループホームや小規模多機能の施設を利用されているということになっております。全体として何割というのは、はっきり把握できていないと、自宅では把握で

きていないということになります。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 居宅も捉え方によっては、有料老人ホームとかそういうところも最終的に購入された方はもうそこが自分の自宅になるわけですから、なかなか一概に居宅といっても幅広くて、はっきりした数字は出すのは難しいかなと思いますけれども、普段これまで住まれてきたところ、そういうところで考えれば、なるだけその施設には頼らないで、そこにずっと住み慣れたところに住んでいてもらいたいと思いますし、その必要性を最初に聞きましたところ、町長のその自立性とか、そういったのを必要性は求められるというふうな答弁がございましたけれども、なるべく施設にこだわらず、介護される方は認定度が高くなれば大変な部分はもちろん出てきます。そういった無合はもう施設で、そのための施設ですから、それは必要だと思いますけれども、できるだけ在宅で介護できるような、そういった政策はとれないかというところで思っておりますけれども。

一つ、長野県の栄村というところに下駄履きヘルパーというのがありまして、これはずっと前から気になっていたんですけれども、ここは人口2,500人弱で、世帯数は930軒です。住民にヘルパーをしてもらおうということで、養成講習会を村がやったところ、160人の方が資格を取って、120人の方が社協に登録をして、村はどの地区にも最低2、3人のヘルパーさんが散在するようにルールを決めて、31の集落を8つに分けられて、もうすぐ駆けつけられる、下駄履きのままで駆けつけられる距離をルールとして決められて、その有資格の住民ヘルパーさんのワーキングチームを作り、その体制で対応することによって、安心ネットで高齢者の方の住み慣れた郷土で暮らせるような村を目指しているということで、今これが結構耳にします。これは本当にこういった地元でそういった取り組みをやっている、一つの村がやっていることなんですけれども、これと同じようにはできないと思いますけれども、南関でもこういった、よそに就職するためのヘルパーさんの養成の補助というのはいかがなものかと思っておりますけれども、自分の両親、または隣近所の人介護するために仕事をやめる人もおられると思います。そういったところに、こういった補助というのはいかに考えられないか、そこらあたりをちょっと尋ねます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 総合事業も含めましてですけれども、地域を含めて、その地域を支えるための人材と申しますのは必要であると思っておりますし、これから総合事業、それから地域支援事業を考えていく上で、不足するもの、地域の資源の中で不足するもの、特に人材等につきましては、育成していくのも必要になってくるのか

などは思っております。ただ、これからどのような事業に取り組むか、これから取り組んでいくかということになりますので、今、ヘルパー資格補助につきましては、今のところ考えていないということでございます。

○議長（酒見 喬君） 3 番議員。

○3 番議員（井下忠俊君） 今のところ考えておられなくても、今後考えてもらえればと思いますが、これはあくまで、在宅在宅といいますけれども、施設を自分は否定しているわけじゃありませんから、そこはちょっと誤解されないように、あえて言っておきます。ただ、その介護保険制度というのは、自分がもう介護保険料をずっと払っています。払っていても自分が健康で認定をもらって、そういったサービスを受けない限り、自分には返ってきません。これがほかの保険制度と根本的に違うところですね。みんなで出し合って、みんなで支え合う、そこが多分理念にあると思うんですけども、これをもう少し考え方を広げて、自分の親を介護するのに、介護保険料のサービスは受けられない、もうボランティアですね。それを地域の人たちがみんな資格を取って、地域、親も含めたところでそういったのをやっていけば、新たな経済効果というのにも出てくると思いますし、この施設に頼らない在宅の良さというのは、介護保険料も今どんどん上がってきていますけれども、そこを抑えることに反映することにもなると思いますので、今、課長はちょっと今考えておられないということでしたけれども、ちょびっと今後考えてもらえるようになればと思いますが、そして、それは新たな人材育成の一環だと思って捉えられないでしょうか。子どもさんを育てるにあたって、いろんな人材育成人材育成といいますけれども、これは今後高齢化社会に向けた人材育成の一環だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 実は、長野県の栄村につきましては、今回の議会の前にも井下議員のほうからいろんな情報をいただいております、ちょっと栄村のことを見ると、その村の面積が南関町の4倍、人口は5分の1、高齢化率が48.8%、約50%です。ということで、非常に厳しいそういった、これは申し訳ないんですけど、生活環境の中にあるんじゃないかなと思っております。その中でお互い地域の中で助け合いというのが、もちろんないと生活ができないような地域でありまして、このような下駄履きヘルパーという、そういった制度が始まったんじゃないかと思いますが、私たちの町にも、今回の地域創生もそうですけれども、やはりそれぞれの地域の特色を活かして、一番合ったやり方というのがあると思いますので、そういった意味では今度の栄村さんのこういったやり方も参考にはなると思いますので、それを同じようなことをするというにはならないと思います。

けれども、そういったものも素晴らしいところは取り入れながら、南関町に一番合ったような、そういった介護ができるようなことを検討していければと思います。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） 私も先ほど言いましたように、まったく同じようなことは、まずその地域性もあるし、今町長が言われた面積、人口、このへんの違いもありますけど、同じようにはできないと思いますけれども、これはかなりいろんな意味で参考にはなるような事業だと思います。できればこれを参考にしてもらって、それに近いようなやり方を考えて、検討していってもらえればと思いますし、先ほど境田議員のときの答弁でもありましたように、この度、人口急減、超高齢化という、我が国が一番直面する大きな課題に対して、政府一体となって取り組むために、まち・ひと・しごと創生法が成立されました。この創生本部も設置されて、この中にも第1章の総則の中の第4条、地方公共団体の責務、第6条、国民の努力、第7条、法政上の措置と、こういうのは本当にこの介護のことに関して、一番当たるかなと思うんですよ。いろんな事業等もありますけれども、このことを介護のこともこれを踏まえた上で、今後検討していってもらえればと思います。

今、自助・共助・公助の部分で、自助はしっかり皆さん頑張らせてされていると思います。公助に関しても、いろんな政策を国が発表して、また県のほうも補助事業をしたり、やっております。あとは、共助の部分ですね、この件に関しては、これも各地域、地方行政は一生懸命やられていると思いますけれども、あとは地域での行動というのは、まだまだ伸びしろがあると思います。この部分をうまく引き出していきながら、先ほど自分が言いました徘徊の位置検索システム、こういった地域での人材育成による自立へ向けた在宅の介護の方法、こういうのも新たにこの3番目の質問として上げている総合事業の中に何とか取り入れながら、南関町らしいその福祉を、この2年弱で作り上げていってもらいたいと思っておりますけれども、どんなでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 介護保険によります給付によるサービスはもちろんですが、これから総合事業を進めるにあたりましては、まだ今から検討するところがほとんどなんですけれども、現在、町で実施している事業、例えば配食サービスとか、移送サービスですね、そういう既存の事業の充実を図ることはもちろん、支援を地域で行うための現在ある資源の整理などを今から行う中で、新たな事業もまた検討が必要になってくると思いますし、新しい総合事業では住民等のボランティアや地域にある団体等の方々の支援をいただかなければならない、それを推進しなければならぬというふうに思いますし、資格がなくても、例えば買い物とか掃除

などは、ヘルパーさんの資格がなくてもできる支援と思いますので、そういったものはこの総合事業の中で、また地域の中で支援できるサービスとして考えていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 3番議員。

○3番議員（井下忠俊君） いろんな周り、地域の取り組みなども多いと思いますけれども、ボランティアの方も今いろいろ協力をされておられますし、ボランティアに頼っているところもかなり多いと思いますけれども、これから先、どうしてもやっぱりボランティアではもう限界も出てくると思います。いっぱいいっぱいのところだと思います。ボランティアをやっている方も今度される側に、もうあつという間に回ってくると思います。そこにははっきりした対価を伴うような考え方もちょっと寂しい気持ちもしますけれども、そういうことも今後考えていくのも必要じゃないかなと思います。

今回、たっぷり時間もあつたから言えるかなと思いましたが、提案型で意外と何かいい形で聞いてもらえたので、まとめに入りますけれども、高齢者の方に対する福祉が本当に充実していることこそ、若い人たちが安心して仕事ができる一つの要因だと思います。そして、それらの積み重ねの結果が、やっぱり日頃、町長が言われている住んでよかったまちづくりにつながってくるものだと思います。総合事業の確立まで、もう2年もありませんけれども、ぜひほかの市町村が参考にしたくなるような、今後5年、10年先を見据えたような計画を織り込みながら進めていってほしいということを告げて、質問を終わらせてもらいます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日17日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時15分